

## 令和5年小布施町議会9月会議会議録

### 議事日程(第2号)

令和5年9月7日(木)午前10時開議

開議

議事日程の報告

日程第1 行政事務一般に関する質問

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(14名)

1番	田中助一君	2番	村中容君
3番	山崎博雄君	4番	小倉繭君
5番	久保田守彦君	6番	竹内淳子君
7番	関良幸君	8番	寺島弘樹君
9番	中村雅代君	10番	福島浩洋君
11番	小林一広君	12番	小淵晃君
13番	関悦子君	14番	小西和実君

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	桜井昌季君	副町長	新井隆司君
教育長	山崎茂君	総務課長	大宮透君
企画財政課長	益満崇博君	住民税務課長	須山和幸君
健康福祉課長	永井芳夫君	産業振興課長	宮崎貴司君
建設水道課長	芋川享正君	教育次長	藤沢憲一君
監査委員	持田宏君		

---

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木利一 書記 柘津貴子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（小西和実君） おはようございます。

議員総数14名中、ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。

これより直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（小西和実君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

---

◎行政事務一般に関する質問

○議長（小西和実君） これより直ちに日程に入ります。

日程第1、行政事務一般に関する質問を行います。

お手元へ配付いたしました印刷物のとおり、一般質問の通告がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

ただいま報告いたしました印刷物の質問順序に従い、順次質問を許可します。

---

◇ 寺 島 弘 樹 君

○議長（関 悦子君） 最初に8番、寺島弘樹議員。

〔8番 寺島弘樹君登壇〕

○8番（寺島弘樹君） おはようございます。

それでは、改めて小布施町役場職員の自死等に係る調査・検証のための第三者委員会報告の概要を受けてということで、私のほうから一般質問をさせていただきます。

今回、この概要が令和5年6月16日付で当町議会に説明資料として提出をされておりました。

16日の全員協議会の場で、町長をはじめ幹部職2名同席をされましたが、説明をいただいたというような経過がございます。

外部の視点を入れた調査、それから検証を行うためということで、令和4年ですが、7月の第2回会議において660万円余の補正計上、議会も認めましたけれども、今回再発防止策に向けた提言報告書として取りまとめた一方、ご承知のとおり、小布施町議会としても令和5年3月24日、議会報告第14号として最終報告をさせていただいたところです。

なお、この第三者委員会の報告ですけれども、議会には5ページほどの概要版での説明であったということ、さらに強調して申し上げたいのは、重要な視点であります小布施町の住民には、町理事者からの会見もしくは説明等の機会、そういったものがいまだなされていないという形で承知をしております。

今回の第三者委員会報告については、独立した立場で調査を行うためということで、県弁護士会3名の選任された弁護士により報告されたものですが、その調査目的は令和2年度から3年度の期間に町職員3名が自死、2名が病死、2年間に5名の現職死亡ということで、病死を除く1名、4名の職員について、その背景であったり要因、町の対応の妥当性について、具体的な取組、これを提言することになったということでもあります。

令和2年度から3年度、職員3名が自死等に至った事態の諸事案を受け、かつ一般財源、貴重な一般財源を計上しながらも、その後の小布施町理事者の対応に私としては疑問を感じざるを得ないというようなことから、今回の一般質問に至りました。

そこで、伺います。

まず、何よりも小布施町住民、町民の方への説明責任、これがあると考えますが、いかがでしょうか。

次に、5ページの概要を頂いたことも踏まえてですが、私なりの改めて具体的な取組について、あえてこの場で伺いたいと存じます。

まず、時間外勤務、これの削減に向けた業務改善について伺いたいと思います。時間外勤務の縮減、職員の健康管理、こういったものを目的とした組織としての対応の場、この辺の設置についていかがでしょうか。あわせて、可及的速やかな具体的施策についても伺いたいと思います。

次に、職員提案はもちろんのことだと思いますが、時間外勤務縮減に向けた職場内で共有

し、実践をしていく、そういったことが非常に重要かと考えております。時間外勤務の実態、それぞれ各職員の業務状況、この辺の進捗管理等々について、上司、部下職員です、上司として、あるいは管理職として把握する能力評価についても併せて伺いたいと思います。

続きますが、小布施町のような小規模自治体と言われる中で、厳しい行財政運営、こういったものが見込まれておりますが、さきに職員定数の増というような形で我々議会としても認めたわけですが、単に職員数の増、これを視野に入れるだけでなく、外部人材の活用であったり、人件費を固定的に捉えるというような形ではなく、臨機応変かつ任期付職員、そういったものも積極的に雇用していただく。適材適所に有為な人材を配置して柔軟な人材活用、こういったものの制度運用がますますもって必要かなと考える次第です。ご所見について伺います。

次に、これからの職場環境等の改善について伺います。

とかく、官公庁にあってはというようなことではないんですが、現状維持的な内向き志向、働くのは官民間問わずあると思いますが、やはり成果志向の行政運営の徹底、これが重要と考えます。例えば事務分担、事務分掌の中で、決められたものがあるわけです、自分の守備範囲が。その中でここまでやればいいのかとか、あるいはここまでで自分の分掌、事務分段というのは終わりかなということから、一步、ストレッチといいますか、背伸びをした、ここまでやってみるとどうだろうか、住民サービスに対してもっと効果があるんじゃないだろうかというような結果志向、あるいは成果志向、そういったことの行政運営、意識の徹底が必要かと考えております。

ご承知のとおり、事務事業の評価、あるいは行政運営特有の目標設定、こういった難しさはあると思います。よく外部からは非効率であったり、あるいは中央志向、例えば1から5までの段階だとやはり3というような形の中で、セントラル化、中央志向というような形で評価をしてしまう。そういったものが一般的な傾向かと思われませんが、まずは正確な成果の評価なくして行政運営の改善というものはないと私は考えております。事後評価を前提とした成果志向の制度、こういったものは常に求めていただきながら、環境改善、これに努めていただくという視点から伺います。

まず、前段で桜井町長、これは民間から今回、町長としてもう何年か経験されておりますが、この中で小布施町の中で事務事業、あるいはその他の中で、前例踏襲でこれはお役所仕事ではないかと思われる、そういったものの有無について、まずはちょっとお尋ねをしたいと思っております。

それから、人事評価制度についてもちょっと言及をさせていただきますが、その中で組織目標というものが、それぞれ前期、後期というような形で、それぞれ各職員に作成をしてそれに向かった目標について事務を進めていると考えますが、新たな課題等へのチャレンジ、そういった評価がその職員のやりがいにつながっていくということを考えているものですから、先ほど申し上げましたストレッチというか、やや背伸びをした部分、困難な課題への挑戦にやりがいを感じている。仕事の成果が適切に評価されるという実感があればこそで、制度上の最大の措置というのはこの人事評価制度であります。現行の人事評価制度について今現在考えていらっしゃることも、もしくは改善すべき点について伺いたいと思います。

次に、評価者研修、これは係長以上がそれぞれ評価者研修を受講されているというような形でお聞きをしておりますが、そういった評価者研修による評価スキル、その辺の向上策についても改めてお伺いをしたいと思います。

それから、これはいろいろ論議があるかと思いますが、クォーター制、ジェンダーイコールというような観点から、クォーター制の全庁的導入についてどんな所感、どんなご所見をお持ちなのか、改めてお伺いをしたいと思います。

次に、職員数、あるいは予算、これを単純に増加させること、増やしていくことについて行政サービスを拡充していくというような方策は、私とすれば選択肢とはなかなか得ないのではないかと。既に小布施町でもA I - O C R、あるいはR P A、そういった事務効率化を一部事務導入をされているとお聞きをして、今、実際に税務サイドのほうはやられておりますが、こういった事務効率化も含めて、人的、あるいは財政的な資源の質の向上、そういった新たな取組についても併せて伺いたいと思います。

質問がちょっと長くなって恐縮ですが、次に、人事の複線化の制度導入についても伺いたいと思います。これは女性職員の登用のみならず、専門職登用の観点から私がちょっと申し上げておきたいと思った点でございます。

既に、以前からこの場で私はI T人材等々についての質問を行ってまいりました。人事の複線化については一般の職員、それから担当係長、係長、課長補佐、課長等々のいわゆる縦ラインとは別に、より専門職志向、専門志向を高めた複線としての職員の人事キャリア、キャリアパスを構築をする。そんな制度をつくられたらいかがでしょうかということです。

小布施町もなかなか、やはり専門職の採用というか、募集をしてもなかなか来ていただけないというようなこともあると思うんですが、まず明確にキャリアパスをしたそういった採用枠、あるいは採用制度をまず構築をしていくことの視点から、例えば土木職員、先般、監

査委員からの報告書にもありましたが、土木職員、設計をしている職員が非常に偏っているというような報告も議会側にありました。これは用地買収の担当職員も含みながら、やはり土木職員ないしは電機、あるいは建築、そういった部門の専門業務職員のそういったキャリアパスを描いてあげる。そういった採用の登用制度、そういったものも有効ではないかというようなことを私は考えております。

既に、一昨年度から長野県ではデジタル人材と採用枠というような形も作っているようですが、そういったIT人材は、既に私も一般質問申し上げたので、再度私この場では申し上げませんが、そういったものについての制度等についても伺いたいと思います。

私からは以上です。

○議長（小西和実君） 桜井町長。

〔町長 桜井昌季君登壇〕

○町長（桜井昌季君） おはようございます。

寺島議員のご質問についてお答えをいたします。

最初に、小布施町住民の皆様への説明機会についてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、町では過去3年間における職員の自死等に係る調査・検証のために、昨年度長野県弁護士会に推薦をいただきました3名の弁護士で構成される第三者委員に委託をし、調査検証事業を実施をしましてまいりました。提出された報告書のうち個人情報に関わる部分を除き、各事案における町としての対応の問題点や再発防止に向けた提言に係る概要について議会全員協議会でご説明をしたところです。

報告書については、ご遺族のご意向も確認した上で公開範囲を決定し、町のホームページで公表することを予定しております。また、公表と併せて、町としての再発防止策や職場環境改善に向けた具体的な取組方針を改めて町民の皆様にお示しすべく、町報などで発信することを予定しております。報告書の提出から既に2か月以上が経過をしております、公開に向けた段取りに時間がかかっていることをおわび申し上げます。ご遺族には丁寧な対応が必要と考えており、可能な限り速やかに公開できるように努めてまいります。

2つ目のご質問、まずは時間外勤務の縮減、職員の健康管理等の組織対応の設置等についてお答えをいたします。

町では、第三者による報告書の提言や町議会からの提言を受けて、小布施町職場環境働き方改革推進本部を設置しまして、私を本部長としまして今後本部が中心となり全庁的な取組を推進してまいります。時間外勤務の削減については、職員体制の強化による1人当たりの

職員負担の軽減を図るため、ここ数年積極的な職員採用を図っており、平成30年度当初では99人だった正規職員数は令和5年度当初で28人増の127人となり、ようやく同規模自治体と同水準の体制となりつつあります。また8月からは宿直業務を外部委託するなど、通常業務以外での職員の負担軽減を図っております。

職員の健康状態の把握や管理につきましては、令和2年度の途中より、職員の時間外退庁時間を毎月一覧化して把握、理事者や課長による連絡会議や衛生委員会で共有しております。そして、連続して長時間勤務が続いている職員につきましては、健康管理を担当する職員が個別に声かけをして面談勧奨を行ってまいりました。しかしながら、担当職員による声かけだけでは面談につながらない職員もおりまして、健康状態を適切に把握、確認できていない部分がありました。このような課題に関しまして、現在は課長による指示命令により、上司や衛生管理の専門職との面談を実施する形に変更しまして、組織的な対応ができるように努めております。

次に、時間外勤務縮減におきました上司、管理職の能力評価についてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、時間外勤務の縮減に向けては日々の業務の中で常に効率化を図る努力を続けていくことに加え、多岐にわたる業務の優先順位をつけて取り組むこと、チームで業務分担をすることによる負担軽減を進めていくことが必要であります。そのためには管理職や係長などのマネジメントを行う職員の役割が非常に重要になっていると考えております。

能力評価の中で、時間外勤務の縮減に向けた取組を積極的に行う管理職や係長職の職員を評価していくという議員からのご提案は、組織風土をよりよい方向に変革していくという上で検討すべき事項であると考えています。

一方で、現在の組織体制や職務分担の中で、管理職や係長自身が担当業務や事務を分担しており、そもそもマネジメント業務に時間や意識を割けない係も実はございます。現在、町の人材育成や能力評価の基となる人材育成基本方針の改定に着手をしております。今年度中に改定を目指しております。その中で、改めて各職員に求められる能力を整理、能力評価項目の見直しにもつなげていく予定ですが、係長以上の職員がマネジメント業務に時間や意識を向けられる組織体制、職員配置の在り方も併せて検討してまいります。

次に、任期付職員や外部人材の柔軟な活用についてのご質問にお答えをいたします。

外部人材の活用や任期付職員の雇用など、適所適材かつ臨機応変な人材配置を進めることにつきましては、その必要性を町としても十分に認識をしております。現時点において、任期付職員や重点施策分野における外部人材の活用、一時的に業務増となる業務への派遣会社

活用など取り組んでいるところであります。今後も業務の増減に柔軟に対応できるよう取り組んでまいります。

一方で、中長期的な視点で町の業務に精通した職員の育成、確保も重要であります。住民ニーズの多様化、各種制度の改定等により、自治体の業務が複雑化、増大する中で、ベースとなる正規職員数は現在の職員数もしくはそれ以上となるというふうに考えております。会計年度任用職員も含めた職員定数のあるべき姿を定め、計画的な採用や育成に努めつつ、外部人材の活用や有期雇用の専門職採用も柔軟に取り入れてまいります。

次のご質問でございますが、私が前例踏襲でお役所仕事ではないかと思う事務事業はないかというご質問でございますが、まずこのお役所仕事という言葉ですが、形式的で時間がかかり、実効の上がらない仕事ぶりというふうにされております。私も事業者でありました頃はよくお役所仕事だなという言葉を出しておりました。すぐやってほしいことなのに、なかなか希望どおりの返事がもらえないですとか、時間がかかると感じておりました。やはり事業者はスピードというものを非常に重視をします。出遅れたら終わりという意識がしみついております。

しかしながら、実際に行政の立場に立ってみますと、また違った面も見えてまいります。住民の皆様の生活を守るために継続事業を変える。これは非常に準備が必要になります。提案された事業が果たして町民の皆様の生活にどう影響するのか、デメリットはないのか等十分に検討していかなければなりません。また、皆様からお預かりした貴重な税金を運用しておりますので、事業の成果も十分に検討しなければなりません。とは言いましても、やはり町民の皆様からのご意見、ご提案は柔軟に対応していかなければならない。このお声をまちづくりに生かしていけるように、課を超えた連携の取れる柔軟な職場環境づくりに努めてまいります。

この最後の実効の上がらない部分という部分につきましては、これは事業内容としまして、また役場職員の仕事への取組方としまして、無駄なことをしているなど感じたことは現状ございません。

次のご質問の現行の人事評価について、またその評価スキル、評価者研修による評価スキルの向上策について一括してお答えをいたします。

町では、人事評価制度を導入して以来、継続的に人事評価制度の運用見直しに取り組んでおります。人事評価制度のうち業績評価については、令和3年度から半期ごとに8課係で組織の重点施策や目標状態を定めた運営方針を作成しまして、その運営方針に基づいて各職員

が個人目標を設定します。それを半期ごとにその業績到達状況を評価、評価の高い職員には勤勉手当に反映するなどの取組を行っております。

適切な評価を行う上では、目標設定の段階で職員に合った目標、評価しやすい目標をいかに設定できるかが鍵となりますが、目標設定の制度、また評価基準にはまだまだばらつきがあるという状況です。この課題に対しては外部講師による評価者研修を定期的を実施するとともに、評価を行う際には理事者、また課長で構成する人事評価委員会を開催、最終的な平準化や目線合わせを行うことで、組織間で著しい評価差が生じないように調整するなど、様々な工夫をしてきており、少しずつ改善は進んでいると考えております。今後も、評価者研修や人事評価委員会での目線合わせを行いながら、自己研修のための目標設定と正当な評価軸の精度を上げていくことに努めてまいります。

次に、クォーター制度の全庁的導入に対してのご質問でございます。このクォーター制度、役職等において女性の役割が一定になるようという制度でございますけれども、このクォーター制度につきましては男女共同参画の視点に加え、多様な視点を政策の意思決定に反映するという上で、各機関で導入が進んでいることは認識をしております。

町では、令和3年度の人事異動に関わる基本方針の中で、マネジメント職への女性職員登用を積極的に行うことを上げました。令和5年においては係長職の女性比率が40%、これは25人中10人でございますが、となっております。ただ一方で、現時点で女性の管理職がゼロという状況でもあります。意思決定に関わる女性職員がいないという状況は早急に改善すべきであると考えております。

適所適材という視点で考えますと、管理職、係長職への登用は性別だけではなく、職員能力、特性を踏まえて決定されるべきものであると考えておりまして、現時点でクォーター制度を強制力のある、何%にしなければいけないという強制力のある形で全庁的に導入することは検討はしておりませんが、一定程度の女性比率目標を定めたり、女性の管理職登用に向けた阻害要因改善策を検討してまいります。

次の、人事の固定化に伴いまして、人事の複線化についてお答えをいたします。

組織内での複線型の人事制度の導入につきましては、各種業務により高い専門性が求められる現状におきまして、よりよい施策展開や多様なキャリアパス創出、マネジメントに関わる職員の負担軽減のために有効な制度であると考えております。町では、令和4年度より複線型人事制度の第一歩としまして、マネジメント業務ではなく、専門性の高い重点施策を担う立場の職員として担当係長も配置をしております。今後、さらにその職責、役割を明確に

する中で、人事の複線化の在り方について研究もしてまいります。

次のRPA等を含めた人事効率化について、捻出される人的・財政的資源の質の向上の新たな取組についてについてお答えをいたします。

町では、令和3年度よりRPAやAI-OCRの実証的な導入を行うなど、業務効率の改善に向けたデジタル活用を進めてきておりまして、一部業務においては一定程度の業務効率の改善につながっております。一方では、現場の状況を見てみますと、根本的な業務効率の改善に向けてはこういったシステム導入だけではなく、地道な業務フローの見直しが必要であると考えています。しかしながら、現状では業務フローがマニュアル化、可視化されていない業務も少なくなく、そもそも業務フローの見直し、改善に向けた議論が進みづらい状況となっております。本年度、町では業務マニュアルの全庁的な整備を進めることを重点施策の一つとしております。マニュアルを整備する中で、業務の共有化や業務フローの見直し、業務上のリスクの棚卸、検討課題対策検討などを進めております。職員負担の軽減やよりよい行政サービスの提供、拡充に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（小西和実君） 寺島議員。

○8番（寺島弘樹君） ただいま町長から答弁をいただいた中で、何点かちょっと再質問をさせていただきます。

まず、報告書の公表等についてでございますが、当然ながらご遺族のご意向に合わせてご配慮をいただくということについて、まずもって異を挟むものでは全くございません。ただ、既に今おわびというようなお言葉で言及をされて、答弁の中でありましたが、相当数の時間がたっております。我々議会としても、これは非常にセンシティブなものを含むというようなことで、町理事者側からもなかなか難しい対応があるのかというような形で付度をさせていただいておりますが、ご遺族への対応とか経過、あるいはそういったいろいろな課題もあるかと思いますが、差支えのないところで、こういったこれまでの対応されていらっしゃるのか。それがまずもって我々もそうですし、対住民の方も全く見当がつかないというか、どうなっているんだというようなことをよく私のほうにも聞いてくる方がいらっしゃいます。小布施町は一体どうしたのか、何をやっているのかと。それについて、改めて町長にご答弁いただければと思います。

あわせて、今回の再発防止策に向けた具体的な取組というような形で、3名の弁護士の方が提携書をまとめられたわけでございますが、町も含めてその具体的な取組について、ホー

ムページないしは町報などで発信をしていくということについては私は納得できかねます。

さきの令和4年6月の定例会において、全国紙で暴露されたといえますか、掲載された記事内容に関して、小布施町としても、これは私の考えですが、特段小布施町の住民に対して何らの対応、説明をしたというような記憶がまずもってございません。今回の小布施町の町政がこういった惹起をした自体、内容の重さから、さらに繰り返しとなりますが、一般財源を600万円も使っているわけです。その公金を使いながら、第三者委員会の報告書、それから小布施町議会からの報告書、3月に申し上げましたが、報告書も含めてやはりきちんと対面で住民に説明をすべきものと考えます。いかがでしょうか。

それから、あとはこれからの話になりますが、前例踏襲でお役所仕事についてというようなことで、町長には非常に失礼な質問かと存じましたが、ご容赦いただきたいと思います。

ただ、私がこの一般質問で申し上げたかったことは、より賢い支出というような観点から申し上げていきたいと思っています。さきに、これは新井副町長がさきに一般質問のこの場でご答弁をいただいたんですが、スクラップ・アンド・ビルドの中でスクラップというのは非常に難しいと、そんなご答弁をいただいております。

そこで改めて町長に、ゼロベースでの事業効果の検証、なかなか難しいと思いますが、いつ誰がやるのかというようなこともあると思いますが、そういう事業効果の検証、こういったものが住民、あるいは議会も含みながら、なかなかそういったものがされていないです。前町政、前々町政からもそうですが、昭和何年代からの補助金であったりとか、そういったものが連続と続いているような事業が私の中では痛感しております。ぜひ全庁一丸となって、職員も巻き込んで、町長の下で工夫した行政事業のレビュー、振り返り、そういったものを工夫されてみたらいかがでしょうか。その辺のご所感について、お尋ねをしたいと思います。

それから、細かな点といえますか、クォーター制の導入についてちょっと再度伺いたいと思います。こういったクォーター制の導入については、一般的には平等原理、男女平等原理の侵害であると、これは男性側から見た視点なんだろうけれども、平等原理の侵害であるとか、逆差別、そういった中の観点から、導入に反対する声もやはり根強くあるかとは承知しております。

ただ、今、町長からのご答弁にありましたように、小布施町に管理職相当の女性職員、いらっしゃるいませんか。一般的に女性の能力を十分に活用できていないと、そういった原因に関しては職場に拘束される時間が長い、能力適正に見合った計画的な人材育成、これがさ

れていないと、そういったようなことがちまたに言われておりますし、主原因かなど、私も感じております。まずもって女性職員が町役場職員として能力、こういったものを一層発揮していただくがためにも、そして行政サービス、小布施町の行政サービスにさらに努めていただくが上でも、やはり職場全体の、最初のちょっと質問に戻りますが、職場全体の超過勤務、あるいは深夜勤務の縮減に努めていただく、これが非常に大事かと考えております。職場環境等の整備に合わせて、女性職員も含めたぜひ論議を行っていただきながら、強制力というようなお言葉でありましたが、目標を定めるというような町長からのご答弁もありましたが、ある程度の強制力を持つ形で、部分的な導入というものをされたらいかがでしょうか。

まず、役場が率先してやっていかないことには、ちょっとこれは余談ですけれども、各自自治会の役員から始まってなかなか女性の登用が進まないと考えております。いかがでしょうか。

○議長（小西和実君） 桜井町長。

○町長（桜井昌季君） では今、再質問いただきました質問に順次お答えをしたいというふうに考えております。

まず、報告書につきましては、答弁にもございましたけれども、2か月間たってしまって本当に時間がたちまして改めておわびをいたします。

役場としても、対応、それから今後のことにつきましては、報告書と併せて皆様のほうにお知らせしたほうがいいたろうというふうに思いまして、それも今までできておりませんでした。ご遺族の皆様との対応につきまして、答弁にもあったように、個別のことがございますので、深くはお話しできませんけれども、やはりその4つの家族の皆様とこの報告書につきまして、それぞれの内容、それぞれの一人一人の部分をお見せをいたしまして、これについてどこまで公開すべきかということをご遺族の方とずっと話し合っていました。これにつきましては、できるだけ早い段階での公開を目指しておりますけれども、やはりご遺族の方々のご意向も酌み取った上で進めたいというふうに思っております。

また、住民の皆様にも今まで本当にこの2か月間、何も情報というか、こうなっておりますというお話ができませんでした。これがSNS、もしくは町報だけではなく、やはりきちんと説明するべきだというご意見、これにつきましても、こういった形で町民の皆様にご理解いただけるかというのはちょっとまた検討させていただきます。

また、事業内容につきまして、先ほどのお役所仕事からのご質問でございまして、きちんとゼロベースでもう一回検証し直すべきというご意見、誠にそのとおりであるというふうに

思っております。やはり今まで住民の皆様の生活にかなり密着した部分のいろんな制度もございましたので、それを効果があるないも改めまして、検討させていただきたいというふうに考えております。

最後のクォーター制度につきましては、ある程度強制力を持つべきというご意見ございました。これは私の考え方としましては、本当にパーセンテージを決めるというのも女性職員の皆さんが自分の能力でありますとか、スキルを本当に向上できるような職場環境づくりというのがまず最初かなというふうに思っております。その上で女性が意見、女性がさらに活躍できるよう、マネジメント能力云々においても活躍できるように、管理職のほうの登用につきましても男女関係なく見る。ふさわしい人間を登用するという形に持っていけばというふうに思っております。役場が率先してやらないと、各自治会のほうもなかなかというご意見もまさしく、自治会のほうからもやはり男性だけで女性はなかなかという意見は、本当に私のほうにも来ております。また、そういったことも役場が住民の皆さんの規範となれるように努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（小西和実君） 寺島弘樹委員。

○8番（寺島弘樹君） ちょっとくどいようですが、再々質問といたしますか、再質問させていただきたいと思います。

今、ご答弁をいただいたご遺族に対する対応等については、いろいろご対応についてはこれからも非常にご苦労されていかれるのかなど。それについて今ご答弁いただく中で、どこまでできるのか、早い段階で進めてまいりたいというようなご答弁もありましたので、私の再質問についてはそれでちょっと了承とさせていただきますと思います。

最後に、ちょっと補足的な質問といたしますか、再質問であります。今回私は住民に対してまだなかなか説明の機会を設けていないじゃないかということでありましたが、その中でも一番のベースとなる町職員に対して、今回の一連の経過を含めた事態、その辺が共有をされていらっしゃるのかどうか。具体的な取組を含めて職員一人一人がどういった関わり方をしているのか。町長、副町長、あるいは総務課を中心とした具体的な取組の取りまとめだけは私申し上げませんが、やはりこれは一人一人の職員も含めた共有があって、これから職場環境の改善につながっていくと感じますので、その辺も含めて再度ちょっとお願いをしたいと思っております。

○議長（小西和実君） 桜井町長。

○町長（桜井昌季君） 再々質問ありがとうございます。

職員につきましては、やはりその第三者委員会からの報告書、内容につきまして全庁役場職員に向けて説明会を行いました。またそれにつきましての役場としての取組も併せて説明をいたしました。また、この委員会、いろんな各種の職場環境の改善に向けた取組方針等も職員のほうと共有をしております。これの内容につきましてはできるだけ共有するように努めております。

○議長（小西和実君） 以上で寺島弘樹議員の質問を終結いたします。

---

◇ 山 崎 博 雄 君

○議長（小西和実君） 続いて、3番、山崎博雄議員。

〔3番 山崎博雄君登壇〕

○3番（山崎博雄君） おはようございます。

それでは、私のほうから一般会計決算の状況ということでご質問させていただきます。

今議会の決算認定に伴う議案として、令和4年度一般会計決算状況は歳入72億609万円、歳出64億5,184万5,000円、歳入歳出差引きは7億5,424万5,000円で、実質収支額は6億9,573万8,000円となっています。

近年の収支状況を見ると、令和3年度は歳入総額73億6,098万円ほど、歳出総額は64億8,339万円ほど、歳入歳出差引きは8億7,758万円ほどです。令和2年度は歳入総額87億6,720万円、歳出80億3,356万円、歳入歳出差引き7億3,364万円です。令和元年度は歳入総額60億4,169万円、歳出総額は52億9,284万円、歳入歳出差引きは7億4,885万円です。平成30年度は歳入総額51億2,740万円、歳出総額48億6,898万円、歳入歳出差引きは2億5,842万円でした。令和に入り、決算の歳入歳出総額は大幅に伸びており、それに伴い歳入歳出差引き額も大幅に伸びています。

財源においても、平成30年度と令和4年度を比較すると、地方交付税、国庫補助金が伸び、歳出の性質別で人件費、物件費、補助費等が伸びており、歳入歳出差引き額の伸びから積立金が大幅に伸びています。目的別においては総務費、衛生費、教育費が顕著に伸びており、歳出決算額の伸びに影響しています。つきましては令和4年度の決算状況を踏まえ、財政状況について、次の事項をお伺いします。

令和元年台風19号に関わる被害及び新型コロナ対策の補正対応等により、令和元年決算か

ら大幅に歳入歳出総額が伸びています。特に地方交付税、国庫支出金の増額に伴い、市町村の責務として関連事業が多くなっています。台風19号災害、新型コロナ対策が落ち着く中で、歳入歳出規模は縮小すると思われませんが、予算規模は今後どのように推移していくと考えているか。また予算規模はどれぐらいが適正規模と考えているか、お伺いします。

積立金について、お伺いします。令和4年度の決算状況では7億5,424万円の歳入歳出差引き額が生じており、そのうち本補正予算において財調基金に3億5,000万円、大規模建設資金に1億9,000万円及びふるさと応援基金に9,522万円の積立てを行うこととしています。令和4年度末の一般会計の基金残高は28億1,835万円、今回の補正額を加えると34億円を超える基金残高になると予想されます。これは過去の基金残高の推移から過去最高額になると思われます。特に財調基金の伸びは顕著で、これは財政の健全な運営を図るための基金として町の適正な規模と考えてよいのでしょうか。一方地方債残高も減少傾向の中で、健全財政を維持されたと思われませんが、今後、この基金を活用して計画的に事業を執行する必要があるのではないのでしょうか。今後の基金の使途に伴う事業計画についても併せてお伺いします。

3、繰越明許費繰越額をお伺いします。繰越明許費繰越額は予算を計上したが、その年に予算を執行できないために、翌年に事業を繰越ししてその事業を執行する制度です。

近年の繰越額は、一般会計で令和4年度で7,940万円、令和3年度で3億3,619万円、令和2年度で2億6,775万円、令和元年度で23億4,139万円、平成30年度で1,022万7,000円です。近年の増額理由は、台風19号災害及び新型コロナ対策によるものと思われ、災害などは事業が優先で繰越しが前提で補正等により対応していることが要因していると思われます。大きな金額になっています。今後、災害復旧事業も終了し、コロナ対応も落ち着きを取り戻す中で、繰越し事業は減少していかなければならないと考えます。

しかしながら、令和4年度の繰越明許費計算書の内容を見ると、コロナ対応以外の事業が多額の金額になっています。本来予算はその年に執行しなければならないのが原則です。翌年度に繰り越すことは繰り越された事業により、翌年度の事業に遅滞等の影響を与えます。つきましては、今後の繰越事業の考え方と令和5年以降の繰越事業についてどのようになるのか、お伺いします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（小西和実君） 益満企画財政課長。

〔企画財政課長 益満崇博君登壇〕

○企画財政課長（益満崇博君） おはようございます。

それでは、山崎議員からご質問いただきました3点につきまして私のほうからお答えさせていただきます。

まず、先ほどの議員ご指摘のとおり、令和元年度以降の歳入歳出総額の状況につきましては、平成30年度以前と比べまして大幅に増加をしております。ご質問の中でご説明をいただきましたとおり、令和元年の東日本台風災害への対応また新型コロナウイルス感染症への対策、そしてそのほか、ふるさと納税の増、あるいは消費税率の引上げ、近年で言う価格高騰の対応、また職員数の増などが要因として上げられます。

今後の予算規模の推移や適正規模についてのご質問でございますが、一般的に予算は毎年変動いたしまして、その予算増減については社会経済状況や人口動態、総合計画に基づく政策や各種計画による施策方針、公共施設や行政サービスの需要などにより影響を受けます。

町の予算規模の推移や適正な予算規模を詳しく分析するためには、今後の社会経済予測や町の特性や状況に基づいた様々なデータを調査研究する必要があると考えておりまして、一概には申し上げられません。老朽化している公共施設等の維持補修、あるいは更新に伴います歳出の増加、具体的に申し上げますと、公共施設等の更新費用につきましては、小布施町公共施設等総合管理計画におきまして現在の建物、施設等、あと道路や橋梁などのインフラ施設の全てを更新する場合に、40年間で約444億円、1年当たりにはとすると毎年約11億円の費用が必要になると試算をしております。さらに近年の資材やエネルギー等の価格高騰によるさらなる増加が見込まれますとともに、高齢化の進展などによる社会保障費の増加などによりまして、今後一層財政運営は厳しくなることが予想されます。

直面いたします様々な課題や社会情勢の変化にも対応しながら、基本的な行政サービスの質と量を確保いたしまして、持続可能な財政運営に努めていくことが重要と考えております。

2点目の財政調整基金の残高の小布施町の適正な規模についてのご質問でございます。こちらも議員からご説明がございましたとおり、積立金につきましては積立基金と定額運用基金の合計額につきましては、令和4年度決算の時点で28億1,835万円、また、今回補正でお願いしております補正予算額を加えますと33億6,165万円となります。一般的に財政調整基金は標準財政規模の10から20%が適正とも言われており、令和4年度決算状況による当町の標準財政規模が約33億8,000万円ですので、適正規模の割合から見ますと、20%とした場合6億7,600万円となります。令和4年度末の基金残高14億2,656万円は標準財政規模に対し、約42%に当たる額であり、またこれまで目標としていました10億円を大きく上回る状況となっております。

現時点での財政調整基金を活用する具体的な事業計画や方針はございませんが、まず財政調整基金の趣旨に沿い、年度間の財源不足や災害など不測の事態が発生した場合の将来の財政リスクに備えまして一定額を確保しておく必要はあるのではないかと考えております。

また、これまで新型コロナウイルス感染症や災害等への対応に追われていた面がございましたが、職員体制が一定程度整ってきた中で、教育や福祉の充実、産業の振興などを推進するほか、地域の課題解決や町の活性化に資する施策に生かしていくことも重要と考えております。

なお、大規模建設事業資金積立基金につきましては、つすみ保育園をはじめとする老朽化した公共施設の建て替えに向けて積立てを進めているところでございますが、今後は財政調整基金や小布施ふるさと応援基金から一部積替えによります積み増しを行ってまいりたいと考えております。

最後に、繰越事業の考え方と令和5年度以降の繰越事業はどのようになるかのご質問でございますが、こちらも議員ご指摘のとおり、本来、各会計年度における歳出についてはその年度の歳入をもって充てなければならない、いわゆる会計年度独立の原則が基本であります。歳出予算のうちその性質上、または予算成立後の事由等により、年度内にその支出が終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用できる経費を繰越明許費として執行しております。

近年の繰越事業に関しましては、議員おっしゃるとおり、台風19号災害による復旧事業や新型コロナウイルス感染症対応などによるところもございましたが、物価高騰や資材の納期遅れなどの事情により、建設工事の工期延長や国の事業が予定どおり進捗しないことにより繰越しを行っているところでございます。先ほど申し上げました基本原則に従いまして、令和5年度以降につきましても翌年度の事業に影響を与えないよう、より計画的な事務執行に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小西和実君） 山崎博雄議員。

○3番（山崎博雄君） ご答弁ありがとうございました。

予算規模については、ご答弁にもありましたとおり、今後歳出規模は増加の傾向が予想されるということですが、私も現役時代、職員として予算要求をしてきましたが、当時の理事者から言われたことが記憶があります。予算をつけることは可能だが、全体の状況を把握しながら行わないと予算の未執行などの消化不良が起き、その結果、いろいろな面でゆがみが

生じてしまうと言われた言葉が印象に残っております。やはり計画的な予算づけ及び事業計画が大切と考えております。予算規模を増やし、事業を執行するにはそれなりの体制が整わなければと考えます。しかしながら、小布施町役場の職員体制はこの数年の間には職員を採用していますが、採用した職員が育つにはある程度の期間が必要と考えます。また、新たな事業を組み立てるには組織としての力が必要と考えます。既存組織の状況を把握しながら、予算規模を立てていかなければならないと、ゆがみが生じると考えます。

先ほどの寺島議員のご質問の、職員負担などや繰越額の増大は顕著に表しているのではないのでしょうか。小布施町の組織の職員体制と予算規模についてはどのように考えているのか、再質問させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（小西和実君） 新井副町長。

○副町長（新井隆司君） 予算規模と職員体制についてでございますけれども、職員体制については、先ほど町長から寺島議員の質問にもお答えしましたけれども、同規模自治体水準並みになってきたというところで、体制については現在の水準か、もしくはもう少し必要かなというところはお答えしたんですけれども、そういった中で、予算規模についてもコロナ、災害前の平成30年度頃が歳出ベースで約48億円だったと思うんですけれども、そのの当時は多分ふるさと納税は3億円程度だったと思うんですが、今7億円、8億円になってきたと、大体5億円増えてきているというところがあったり、交付税も当時15億円ぐらいが今20億円ぐらいで5億円と増えているというところで、そういった歳入の面でかなり増加しているような状況かと思っております。

そういった中で、歳入も含めて見る中で、歳入があれば、それに連動して歳出するというものではないかもしれませんが、そういった歳入も見越しながら、しっかり基本的な行政サービスは確保しつつ、こういった皆様からいただいた税金を町民の皆様に還元できるようにしてまいりたいと思っておりますけれども、規模的にはそういった令和元年の48億円から、プラスふるさと納税とか地方税交付金の額をプラスしたところが、一定の目安になるかと思っておりますので、そういった中で、しっかり計画的に予算が執行できるように、また町民の皆様に福祉の向上が実感できるような、そんな施策を展開してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（小西和実君） 山崎博雄君。

○3番（山崎博雄君） すみません。2項目めについて質問させていただきます。

学校給食費の無償化の動向についてです。

学校給食は学校給食法を基に、学校給食の教育的効果を引き出し、学校給食を通じて学校における食育を推進するという趣旨により、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスの取れた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ることに加え、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材として、給食の時間はもとより、各教科や総合的な学習の時間、特別活動等において活用することを目的としています。

一方、学校給食法の中で、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち、人件費等の政令で定めるものは義務教育諸学校の設置者の負担とすることとし、それ以外の学校給食に要する経費は学校給食費として保護者の負担とすることとしています。ただし、学校給食費の負担軽減について、文科省は設置者の判断により、学校給食を受ける保護者の負担の軽減を図ることは可能であると見解を示しています。

全国の自治体の学校無償化の実施状況については、平成29年度の国の調査によると、全国1,740自治体のうち76自治体が小学校、中学校とも学校給食費の無償化を実施しており、424自治体が学校給食費の一部無償化、一部補助を実施しているという調査結果が明らかになっております。この調査では、学校給食を受ける児童または生徒の保護者の要請に応じて学校給食費無償化を実施する自治体がある一方で、人件費や高騰する材料費等を理由に財政負担が増えることを懸念する自治体においては、学校給食費無償化が実施されていない現状が明らかになっております。

国では、今後直近データを改めて調査をする予定で、その結果に基づき、無償化の課題点の整理を行って検討していく方針でいるようです。ただ、隣接の高山村では既に1人当たり給食費平均280円の半額補助をしており、総額2,800万円のうち1,500万円の負担軽減を行っているようです。令和6年度からは1,300万円を村で持ち、給食費の無償化を行うこととしているようです。そこで小布施町の学校給食費の無償化の動向に関して質問します。

冒頭で申し上げたとおり、現在、国では政府の異次元の少子化対策として無償化の検討をしております。また、隣接の高山村では、子育て支援策として負担軽減を図る目的で、半額以上の軽減策を実施して令和6年度には無償化も視野に入れております。全国的にも給食費無償化を行う自治体は多くなっているのが現実です。また、全額無償化は難しくても、条件つきで無償化を行っている自治体もあり、多子世帯など対象に、第3子、第4子からは給食費無償化をしています。そのような中で、小布施町はなぜ保護者の負担軽減として無償化の検討をしていないのでしょうか。また、検討経過もお示しいただければと思いますが、よろし

くお願いいたします。

2、小布施町の学校給食費は、小学校で1食272円、年間で5万5,454円、中学校で1食316円、年間で6万4,140円です。令和4年度の学校給食会計算書によると小学校児童給食費の総額は2,745万円、中学校の生徒給食費の総額は1,741万円と合計4,486万円です。町では給食費の補助として、学校給食費補助金1人5,000円の総額451万円と、今回物価高騰対策補助金で199万円等を含めた補助金721万8,000円を支出しています。については学校給食費が無償化が早急に対応する手だてとして、町から給食費の補助である5,000円の学校徴収金補助金の引上げを行い、保護者の負担軽減の必要があるのではないのでしょうか。

3、学校給食費の公会計化について伺います。現在、町は給食費の徴収及び材料費の支払いを学校現場で事務を行う学校給食会を設けて実施しています。しかしながら、文部科学省では教職員の働き方改革等の理由で、学校給食費を地方公共団体の会計に組み入れる公会計制度の導入を促進するよう求められています。具体的には給食費を一般会計の歳入に組み入れ、歳出についても給食材料費として予算化し、支出する方法です。効果としては教員の業務負担の軽減、納付方法が町の税金等と引落しと同じになることから、保護者の利便性の向上、徴収管理業務の効率化、経理面の透明性の向上、不正の防止、効果的な徴収による公平性の確保、給食材料費の予算化による効率的、効果的な食材調達や給食の安定的な実施が見込まれるとしています。

令和元年調査では、県では51.8%の市町村が実施準備をしています。また、既存の学校給食会計では町の予算に計上されていないため、議会側の審議はおろか、議会に報告義務がないため、内容が分かりにくく、今回のような給食費の無償化などの課題に保護者の声を議会側から反映しにくい仕組みとなっています。

以上の理由から学校給食費を町の一般会計に組み入れる公会計にするべきと考えますが、所見を伺います。

○議長（小西和実君） 藤沢教育次長。

〔教育次長 藤沢憲一君登壇〕

○教育次長（藤沢憲一君） それでは、山崎博雄議員の2項目めの学校給食費の無償化の動向はにつきまして、3点ご質問いただいておりますので、順次ご答弁をさせていただきます。

まず1点目の、町はなぜ保護者の負担軽減策として給食費の無償化を検討していないのかというご質問でございます。

議員からのご質問の無償化の検討につきましては、現在国が異次元の少子化対策のうちの

給食費無償化について具体的な方針を示しておらず、国や県の支援が明確でない現状であります。町が令和4年度に徴収した給食費は小学校が2,745万円、中学校が1,741万4,000円で、総額で4,486万4,000円であります。給食費を全額無償化するとなると、この金額を一般会計から毎年支出することになります。無償化することにより、保護者の経済的負担の軽減、子育て環境の充実は図れますが、一方でしばらく続くであろう食材費等の物価高騰などに対応しながら、恒久的に5,000万円弱の予算を確保していくことになり、財政的な課題も含め慎重に議論を進める必要があると考えます。

2点目の、給食費の補助である1人5,000円の学校徴収金補助金の引上げを行い、保護者への負担を軽減する必要があるのではとのご質問でございます。

年間の給食費は、令和4年度で小学校が5万5,488円、中学校が6万4,148円、令和5年度では小学校が5万5,216円、中学校が6万4,148円です。町では昨年度から保護者負担を軽減するために、学校徴収金補助金として給食費に対し年間1人5,000円の補助を行っております。さらに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、昨年度は給食会会計に200万円の補助を行い、今年度はさらに200万円を上乗せし、合計400万円の補助を行い、保護者負担の増額をお願いすることなく、食材費の物価高騰への対策を行っております。

保護者が負担する給食費の額につきましては、小・中学校や学校医、PTA、コミュニティ・スクールの代表の方から構成される小布施町学校給食センター運営委員会で審議することになっておりますので、国や県内の他自治体の動向も注視しながら、保護者負担の在り方について考えていきたいと思っております。

3点目のご質問の、学校給食の公会計化についてお答えいたします。

ご指摘のとおり、中央教育審議会は平成31年1月、学校給食費などの学校徴収金について、未納金の督促なども含めたその徴収、管理について、基本的には学校、教師の本来的な業務ではなく、地方公共団体が担っていくべきと答申しております。文部科学省は令和2年7月、都道府県知事や教育委員会などに向けて、学校給食費などを地方公共団体の会計に組み入れる公会計化を採用し、徴収管理を地方公共団体が自らの業務として行うよう通知しております。

令和3年5月1日現在で、給食を提供している小・中学校を所管する全国の教育委員会を対象にした調査では、学校給食費の公会計化を実施していると回答した自治体は全体の31.3%、準備、検討しているは30.9%、実施を予定していないは37.8%でした。予定していないと回答し、支障となっている主な理由としては、業務システムの導入、運用に係る経費

の問題、人員の確保などが上げられています。

なお、長野県内では、令和4年12月現在で学校給食費の公会計化を実施しているとは回答したのは19市町村、準備検討しているは10市町村、実施を予定していないは43市町村と、6割近くの市町村がまだ実施していない状況であります。学校給食費の公会計化とは改めて申し上げますと、学校給食費の収入と食材費の支出を自治体の予算に計上することです。文部科学省は公会計化の効果として教員の集金、集計、食材費の管理、督促業務等の負担軽減、コンビニ支払い等による利便性の向上、徴収、管理業務の効率化、経理面での透明性の向上などを示しています。

小布施町の場合、全家庭が口座振替によって給食費を支払っていただいております。また、町監査委員による監査も行われており、公会計化による想定される効果は現状で十分達成されていると考えております。学校給食費の公会計化に係るシステムの導入、運営には他市町村の例を見ると、システムの導入当初費用に50万円、運用に係る経常費用が年130万円程度必要となると見込まれます。また、システムを運用していくための職員体制も必要となります。一方で、現給食会会計の口座振替に係る金融機関への手数料が、町全体の手数料の中で高いウエートを占めているということも、会計部署から課題として上げられております。以上を踏まえ、学校給食費の公会計化については費用対効果を考え、より効率のよい事務が遂行できるよう県内近隣市町村の状況を参考にしながら、庁内の会計部署と今後対応を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小西和実君） 山崎博雄議員。

○3番（山崎博雄君） ご答弁ありがとうございました。

給食費の無償化については、質問の内容のとおり、国の検討だけでなく、地方でも行う市町村が多くなってきております。私の質問内容は小布施町の無償化の検討経過であり、どのように検討してきたのか、お聞きしたいです。私のほうでも先ほど数字を申し上げてあります。全額無償化の場合は約5,000万円近くかかるということは改めて申し上げていただいたわけなんですけど、私のほうでももう質問の中で示したつもりでおります。国の動向や予算の課題ではなく、既に保育料などは実施している多子世帯の軽減策などの案が出るのも検討しておれば当然ではないかと思うんですが、この点についても検討しているのかどうかお聞きしたいと思います。

5,000万円の金額ではなく、多子世帯の方々に対しても、それも一つの子育て支援という

ことになると思います。当町の年間出生数は過去には100人前後を目指していたのですが、現在では60人台という数字が出ております。やはりこの現状の危機感について、新たな子育て支援策を設けていかなければならないのではないのでしょうか。子育て支援の担当課としてもぜひともご検討いただきたいと思います。

続いて、公会計についてですが、これは会計部署という話も大分今強く申し上げていただいたわけなんです、教育委員会内部の人事体制、事務の課題が当面の問題ではないでしょうか。近隣市町村ではどこが実施しているかなどの調査はしてあるのでしょうか。視察等を重ねていただき、課題点等を整理して文科省でも進めておるのですが、進めていただくことが必要ではないでしょうか。

なお、公会計が早急な対応が無理なら、議会へ学校給食会決算書を配付するなどして、議会側からでも保護者の希望に沿うような形を工夫していただきたいと思います、よろしくお願いたします。

○議長（小西和実君） 藤沢教育次長。

○教育次長（藤沢憲一君） それでは、山崎議員の再質問にお答えをいたします。

まず、給食費の無償化につきまして検討をしているのかというご質問でございますけれども、こちらにつきましては、先ほど答弁でご答弁を申し上げさせていただきましたが、昨年度、1家庭につきまして5,000円の補助を議会のお認めをいただく中で予算づけをし、補助をさせていただいております。また、物価高騰についての上昇分の部分につきましても保護者からの負担をしていただくのではなく、コロナの臨時交付金を活用しながら対応したところでございます。

なお、給食費につきまして消費税が8%から10%に上がりました2019年から、給食費については家庭の負担をなるべく少なくするという意味で、据置きで既にもう10年近く給食費の値上げをせず行っているところでございます。

今後、この無償化についての検討でございますけれども、先ほど議員からもご指摘ございました。基本的には各家庭の負担というのが基本になると考えております。しかしながら、近年の物価高騰等の状況を見ますと、現在、1家庭5,000円の補助を町のほうで行っておりますけれども、この金額についてさらに上乗せできるのかどうかという部分もさらに検討させていただきます、もしくはまた予算等をお願いすることになりますれば、また議会のほうでご審議をいただきたいと思います、と思っております。

2点目の公会計化につきましては、現在、学校給食の徴収に係る事務につきましては庁費

の学校の事務の職員が担っていただいております。公会計化によるメリットとして教員の負担を減らすとかそういう部分もございますけれども、今現在、教員等にこの給食費に係る徴収に係る負担等は特にかかっていないということで考えております。いずれにしても、教育委員会のほうの職員体制ということもございますので、その辺も今後検討する中で、公会計化に向けていろんな他市町村の状況等も把握しながら、検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小西和実君） 山崎博雄議員。

○3番（山崎博雄君） 先ほどの給食費の無償化の話ですが、5,000万円の話も数字は全て私のほうで話してありますし、また、公会計化の話についても利点についても私のほうで全部質問事項で言って、改めて繰り返していただいたわけなんですけど、それはそれとして、ここにある学校長集金の負担する給食費の額については、学校給食センター運営委員会というのがあると思うんですが、こちらの開催状況は、そこで検討しているという話なんですけど、年に何回開催しているんでしょうか。それでそれを議題にして検討しているものを、時期をちょっと教えていただきたいと思います。

それと、先ほど私再質問の中で、議会側に決算書の提出は検討できないかというお話をさせていただいたんですが、そちらの部分もご答弁が抜けているもので、よろしく願いいたします。

○議長（小西和実君） 藤沢教育次長。

○教育次長（藤沢憲一君） すみません。答弁漏れがありまして申し訳ございません。

まず、議会への報告についてでございますけれども、監査につきましては町の監査委員のほうにお願いをして、毎年行っております。その点についてはご理解をいただければと思います。町への報告につきましては、改定の監査が終了すれば議会のほうへお示しするということは問題ないと考えておりますので、今後そのような形の中で検討してまいりたいと考えております。

また、学校給食センター運営委員会の開催の回数でございますけれども、通常の場合は年1回の開催を行っております。年度初めに開催をいたしまして、その年の学校給食の運営についてご協議をいただき、開催をしているところでございます。先ほども申し上げましたとおり、給食費の決定についてもそこで行うというような形になっておりますが、給食費についてはここ10年ほど据置きの形の中で値上げはしないという形の中で、お願いをしていただ

いているところでございます。今後の無償化についてもその学校給食の運営委員会のほうで議題として出して、今後検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（小西和実君） 山崎博雄議員。

○3番（山崎博雄君） 学校給食会の運営委員会が年に1回ということなんですが、それも給食費の額を決めている機会だということなんですが、そこで先ほど無償化の話なんですが、そこで検討していくという話なんですが、年に1回でそれではそれが実施可能なんですか。検討するのかどうか分かりませんが。

それと、先ほど申し上げたように、決算書の配付については前向きでご検討いただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（小西和実君） 藤沢教育次長。

○教育次長（藤沢憲一君） 運営委員会、通常の年であれば、年1回の開催でございます。それで、その運営委員会では当然、ここ近年物価高騰もございまして、給食費の値上げ等も含めて検討をする場という位置づけでございますけれども、近年は町のほうで5,000円の補助等もしてございまして、全額無償化についての議論というのは今まではしてはございません。今後、その辺も含める中で、いろんなご意見を頂戴したいと考えております。

以上でございます。

○議長（小西和実君） 以上で、山崎博雄議員の質問を終結いたします。

---

#### ◇ 竹 内 淳 子 君

○議長（小西和実君） 続いて、6番、竹内淳子議員。

〔6番 竹内淳子君登壇〕

○6番（竹内淳子君） 通告に従いまして、2点質問させていただきます。

1点目として、住民への行政サービス内容の周知、充実をということで質問いたします。

現在、町で行っている住民への行政サービス内容が広く住民に周知されておらず、本来受けられるサービスが受けられなかった方や、相談先が分からず悩んでいる方々のお声をよくお聞きいたします。

例として3つほど挙げますが、1つ目として障害児へのタクシー券交付の件です。申請を

すればタクシー券が交付されるということを知らなかった、町外の方から聞いて知ったという方からお聞きいたしました。障害者、障害児のしおりが発行されたのが7年前で障害者年金をもらったとき、そのときにはしおりなどが配布されていなかった。説明を受けた記憶もないということでした。

2つ目として、児童手当の支給についてであります。転入時において支給対象になっていた児童がいたけれども、説明などがなかったため、受給できなかったというケースです。これは大分前のことで、もう何年も前のことです。

3つ目として、住民票の交付サービスについての例であります。特にフルタイムで働いている方の意見として、時間外でも交付サービスがあるということを知らないでいたため、周知方法を強化してほしいと私のほうに連絡がありました。

サービスを知らずにいた方々の声をこのようにお聞きすることがあります。このような現状から、全ての町民にこれら行政サービスが円滑に受けられるよう、今まで以上のサービス内容の周知、充実を図る必要があると考えます。現在、町公式ホームページなどで各種情報の周知はされてはいます。しかしながら、パソコンでホームページを見ることに慣れていない方やパソコンを扱えない方々も多くおられます。

以上から、住民への行政サービス内容の周知を徹底するために、4項目伺います。

1番目として、現在の周知方法はどのようにされていますか。

2番目、今までに住民サービスが届いていなかった事例を把握されているか。また把握されている場合における事例数や、それぞれの対応状況と全庁的な情報共有は行われておられましたでしょうか。

3点目、今後における障害者・障害児福祉のしおりなど、対象者が分かる方々へのお知らせについてはどうお考えになっておられますか。

4点目、住民サービスをSNSのほか紙媒体、冊子にして全世帯に配布するなどのお考えはありますでしょうか。

○議長（小西和実君） 永井健康福祉課長。

〔健康福祉課長 永井芳夫君登壇〕

○健康福祉課長（永井芳夫君） それでは、ただいまの竹内議員のご質問に私のほうからご答弁申し上げたいと思います。

最初に、現在の周知方法と紙媒体、冊子にした全戸配布などについて、ご質問に答弁申し上げます。

町からのお知らせは公式ホームページ、LINE、フェイスブック、町報及び同報無線などを中心に発信しております。竹内議員のおっしゃるとおり、全ての町民の皆さんに行き届いた情報提供が抜け落ちなく届いているかについては心配があります。紙媒体による情報提供としましては、2007年、平成19年度に現在の住民係を中心に暮らしの便利帳を作成し、全戸配布した経過があります。紙資料は毎年更新が欠かせないものですが、更新作業の時期や経費の問題がありまして、その後更新することはありませんでした。情報共有の在り方としましては、役場などに取りに行かなければもらえないというのは親切ではないと思います。今後は町職員にお声をかけていただければこちらからお届けする、お渡しするような対応を改めてまいります。

また、現在は様々な媒体、ツールを活用した情報発信に取り組んでいます。パソコンの操作に慣れていない方がいらっしゃるのをご指摘のとおりでございます。住民票の交付時間の延長も課題があることは認識しています。しかし現在、国としてデジタル技術が活用されることを課題として捉え、骨太の方針においては高齢の皆さんを対象としたシルバー人材センターの運営に当たってもデジタル化やシルバー人材センターの会員向けサービスのオンライン化の支援を進めるともしています。このような動きの下、当町でもスマホやパソコンを通じて情報を取得する方が増えている中、情報の発信手段としてデジタル化、ホームページやLINEでの情報発信と内容の充実、更新の徹底に努めなければなりません。スマホやパソコンの使い方講習会を企画するなどして、ご高齢の皆様がスマホやパソコンなどに親しんでいただく機会の提供に努めてまいりたいと考えております。

なお、町公民館では令和5年度の専門講座で初めてのスマホ教室を5月から7月13日まで4回開催し、各回十数名のご参加をいただいております。また、須高の広域シルバー人材センターでも町報8月号と一緒に町内全戸にお配りしましたシルバー須高70号でシニアのためのスマホ、楽しく使っちゃおう講座を10月17日の火曜日に行うとお知らせをしているところでございます。このような環境の中、情報発信のみでなく、住民票交付手続等においても取得がより容易に様々な方法で取得することができるようまちの行政事務のデジタル化の研究を進めてまいります。

次に、2点目の住民サービスが届いていなかった事例を把握されているか。把握している場合、状況、対応、全庁的情報共有はどうだったかについてでございます。

まず、住民サービスが届いていなかった例を町としては把握していません。なかったと考えております。ただし、十分に情報が行き届いているかについては不断の見直しが必要とい

うふうに考えております。改めて留意して事務の執行に当たってまいります。

次に、事務的に行う適用区分の誤りなどがありました場合は、確認した都度修正するとともに、該当の方にはおわびするなどともに、必要な対応を進め、不利益となることがないように努めてまいります。

続いて、3点目、今後における障害者・児福祉のしおりなど、対象が分かる方々へのお知らせについてでございます。

1点目としまして、今年発行しました子育てガイドブックのように紙媒体の資料があつて、対象となる方が明確なものはしおりなど、紙資料でお届けするよう努めています。また、対象者が明らかでなく、必要が生じた際に手に取っていただくことが必要となる資料等は皆さんが手に取りやすくなるよう、役場玄関付近に配置するなど、工夫をしてまいりたいと思っております。

また、ホームページなどで手続などをお知らせしている一方、紙媒体での資料がないものもございます。そのようなものは大変恐縮ではありますが、ぜひ窓口でお声がけいただければ、紙に印刷してお渡しするよう努めてまいります。

最後に、相談などの際、説明する際、資料を示してお話しするということができていなかったことがあるかと思えます。今後資料をきちんと手元で示して、紙媒体のもの等示して説明するよう一層心がけて、相談の際に積極的にお渡しするように、職員の指導に努めてまいりたいと思っております。

以上になります。

○議長（小西和実君） 竹内淳子議員。

○6番（竹内淳子君） これから、この住民サービスの情報の周知というところで、いろいろ改善をされるよう考えておられるということで、大変よかったなと思っております。やはり、私も考えておったんですが、玄関前に冊子等が置いてあると、これは当事者だけではでなく、知り合いに届けると、そういうようなことで手元に届くというようなことがありますから、ぜひともあそこの入り口のところの改善を早急に行っていただきたいと思えます。

それで、その中で情報発信、収集のデジタル化はこれから必須のものであり、充実、更新を進めていくことは大切なことだと思います。その中で特に若い世代は、まず情報の入り口がスマートフォン、タブレット、パソコンが情報収集、発信の入り口になっています。LINEについては比較的高齢の方もお使いになっておられますが、LINEについては情報が多過ぎるので、小布施町の場合はイベントのみにするというふうに伺っております。

そして、ホームページとかフェイスブック、特に情報の多いホームページについては高齢の方はなかなか入り口、直接パソコンということにはなかなかならず、たどり着いていない状況が多いと思います。まだまだ情報収集は紙媒体から、もしくはデジタルへの入り口、デジタル化されているその情報の入り口が紙媒体からである方が多いのが現状ではないかと思えます。2007年の暮らしの便利帳、それは全ての方がサービスを把握できるようにと作られたということで、あの頃はデジタル化が進んでいなかったということですので、厚くて情報量が満載のもので、あれを変更の都度また作り変えるというのはなかなか難しいことであったというところで、あそこでストップしていたというところはよく分かります。

けれども今、その冊子もあくまでもデジタルへの入り口、または担当部局にどこの担当部局に行けばいいのかということについての入り口としての冊子は必要ではないかと思えます。そこを見てそれぞれのサービスの項目、電話番号、あとデジタル化等のところがどこで見れば分かるのかということが紙媒体で各全戸に配布されると、しかも大きな字で書かれたものが配布されると、高齢者にも対応ができるのではないのでしょうか。

今、高齢者の方も先ほどご答弁にもありましたように、初めてのスマートフォン教室とか、シルバー人材で10月からされているところへのご案内もありますが、そこに行ける高齢者の方はまだまだそれを習うという意欲がおありですから、十分対応できると思えます。

ただ、そこまで行けない高齢者の方も多くおられます。対応をお考えいただけるか、お聞きします。

○議長（小西和実君） 永井健康福祉課長。

○健康福祉課長（永井芳夫君） ただいまの再質問に答弁したいと思います。

まず、細かな改善、玄関に配置するということにつきましては、早急に進めたいと思っております。その上でデジタル化を進めてきた中で、そこになかなか行き着けない方、それから情報量が多くてなかなかたどり着けないというのは、ご指摘のところのとおりだと思います。

また、以前の暮らしの便利帳のように、全てを網羅して、全ての内容をとということではなく、入り口になる部分を整理してということにつきましては、ちょっとこの後で検討を進めさせていただきたいと思えます。紙でどのようにお示しするかということと、それからホームページの使い方とか、ホームページの入り口ということと2つの面があるかと思えますが、研究をさせていただきたいと思えます。

さらに、ご高齢の方で研修機会、学習の機会に参加できないという方については、確かに

そういう方いらっしゃると思います。ただ、その方々に対してどのようにお知らせしていくかというところ、非常に悩ましいところがございます。先ほど、議員のほうから、玄関に置いてあったり、紙ベースで容易に持って行くことができれば、お知り合いの方に届けていただけるというようなことが可能になるのではということが、ひとつ参考になるかなというふうに考えております。どうしてもスマホやパソコンの研修までは来られない。そういう方に届けていただく、そういったものをどういう形でそういったものを作ればいいのかということもありますけれども、届けていただけるというようなものも考えさせていただきたいと思っております。

ただ、その場合は、その方々に向けたポイントのあるような、あまり全体を網羅してというものではなくてになってしまうかなと思いますが、いずれにしても検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小西和実君） 益満企画財政課長。

○企画財政課長（益満崇博君） すみません、私のほうから、今、企画財政課広報情報係の所管しております私のほうから、補足をちょっとさせていただければと思っております。

先ほど、議員の再質問の中でLINEのお話もございました。LINEのほうは先日の決算のご説明申し上げましたとおり、LINEの強化をさせていただいております。決してイベントだけではなく、セグメント配信ということで、本人が町からの必要な情報を選択できるような仕組みと申しますか、形でいろいろ町からのお知らせありますけれども、これを自分で例えば防災の情報だけ必要だ、イベントの情報だけ必要だということで、選択する中で情報をLINEで受け取ることができるというような機能もしております。

以前私も20年ほど前に広報と申しますか、担当をさせていただいたときは、当時はまだ町報と同報無線だけで、一部ホームページとか整備されてきたところもございましたが、主に広報を住民の皆様にお伝えする方法としてはその2つと、あとは町報と一緒に配布させていただき隣組回覧というような形で、住民の皆さんに情報をお伝えさせてきておりますが、時代とともに、先ほど議員からもおっしゃられましたとおり、LINEですとか、フェイスブックなど、若い世代に向けた情報発信のほうも、研究をこれまでさせていただきながら、拡大させていただいてきたところでございます。

あわせて、隣組回覧と申しますか、チラシなども効率的に作成するなどできるだけ、情報ができるだけ住民の皆さんに届くように、工夫もしてまいりましたので、引き続きご提案も

いただきながら、皆様にしっかりと情報が届くような形で検討をしてみたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小西和実君） 竹内淳子議員。

○6番（竹内淳子君） 確かにLINEについてはホームページのほうに、先ほども子育てガイドブック等もホームページのほうに行ってすぐ見られるように、または印刷できるようになっていて、大分LINEのほうも取組が進んでいるなど感じたところではありました。

先ほどの、なかなかスマートフォン等のところに行けない、学習会、勉強会に行けない方への対応については、またこちらのほうからもお届けするというのもありますが、先ほどの冊子等で大きな字でどこの部署に電話番号というところがありますと、電話で担当部局に行く、担当部局が説明するとか、なかなか役場に来られないような状況でありましたら、ホームページの印刷を郵送する等のことも考えられると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小西和実君） 永井健康福祉課長。

○健康福祉課長（永井芳夫君） ただいまの届けるというような部分ですが、電話でご照会いただくことでの対応というのは可能だと思います。ただ、どのようにお届けするかについては、今時点、どのようにしていいのかなと、郵送で送る、そんなようなことになるのかなというふうに考えておりますが、慎重に検討をさせていただきたいと思っております。

電話での照会には対応したいと思っております。

○議長（小西和実君） 竹内淳子議員。

○6番（竹内淳子君） また、予算化等もあるでしょうからまた慎重に検討していただきたいと思っております。

では、次の子供の居場所、子供たちの居場所の充実をということで質問させていただきます。

地域や学校において、多様な今の子供たちに多様な居場所が用意されていることは子供たちがこの社会に受け入れられている、そういう感覚を持ち、人とのつながりを持ちやすくなり、健やかに成長していく上で重要なことであると思っております。

現在、小布施の子供たちの中で、今通っている学校が自分に合わず、登校しないことを選択した子供たちが増えている状況、その中、教育委員会では学校以外に利用できる場所としてAB教室、これはアクティブベースという名前の略称だそうですが、中間教室として学校に行かない子供たちの場所としての中間教室ですが、アクティブベース、エネルギーをためていろいろな活動ができる場所ということでの位置づけとお聞きしております。

そして、放課後の居場所として子ども教室、放課後児童クラブなど、教育委員会は設営されています。また、子供たちがリラックスして可能性を伸ばせる環境が必要と考え、町内で活動しているグループも幾つもあります。また、小布施中学校では今年度から相談室をステーションという名前の居場所の一つに変え、エネルギーを充電すること、自分に合った居場所を決める、その時間を確保する場所として、そこと、そのステーションといろいろな場所を行ったり来たりできるという制度を取り入れています。その行ったり来たりする居場所としてはステーションと家、あと個別学習室、原学級、特別支援学級、先ほどのアクティブベース、AB教室、フリースクールとされています。長野県下では初めての取組ということをお聞きしております。注目されているともまた聞いております。

以上から、子供たちの状況と今後の子供たちの居場所をさらに充実させるための町のお考えについて伺いたします。

1点目として、令和4年度の欠席日数が30日以上のお子さんは何人いらっしゃいますでしょうか。小・中学校で学年別に教えてください。

2点目、今のアクティブベース、中間教室の場所、環境、利用状況を教えてください。

3番目、アクティブベース、中間教室ですが、その充実のために必要と考えておられることはありますか。

4点目、子供教室、放課後児童クラブの登録状況や環境状況を伺います。

5点目として、子供教室、放課後児童クラブで改善の必要があると考えておられることがありましたら、何でしょうか。

6点目、町内の子育て支援活動グループとの連携状況はどのようになっていますでしょうか。

以上、お願いいたします。

○議長（小西和実君） 山崎教育長。

〔教育長 山崎 茂君登壇〕

○教育長（山崎 茂君） ただいまの竹内議員の6点のご質問に答えます。

令和4年度の欠席日数が30日以上の子供以外の人数をご報告します。小学校では1年生でゼロ、2年生でゼロ、3年生でゼロ、4年生では3人、5年生では1人、6年生では1人の計5人です。中学校では、1年生で6人、2年生では6人です。3年生で8人の計20人です。

2点目、今のAB教室の場所、環境、利用状況はについてです。AB教室は北斎ホールの2階集会室にあります。今年度から月曜日から金曜日の午前9時から12時に開所しています。

担当する職員は教職経験のある者、病院や福祉施設、特別支援学校に勤務経験のある今年度から家庭児童相談員が務めています。現在は1名の小学生が常時利用しています。

3点目です。AB教室の充実のために、必要と考えていることについてです。AB教室は学校へ行きにくくなっていたり、行けない状態が続いたりしている小・中学生のための教室です。子供たちにとって欠席の理由や受け止め方はそれぞれですので、まずは一人一人に合わせた支援が前提となります。子供たちが成長していく過程で、時には周囲の理解と援助が特に必要なケースが出てきますので、そのようなとき、学校と連携しながら安心して活動できる場が、学校以外にもあればいいということでこのAB教室を開設しました。AB教室はこの視点を大切にしながら、活動内容を充実させていきたいと考えています。

例えば、児童・生徒にとって安心・安全な場であること、信頼できる人がいること、さらにいつでも行けること、一人一人の個性や長所、やってみたい活動が実現できること、そして自分の意見を言えること、これらを実現できる場となるには、開所時間をさらに1日に延長したり、活動を支える複数の人材を確保したり、今後支援の質向上などが必要と考えています。

4点目、子ども教室、放課後児童クラブの登録状況や環境状況はについてです。

子ども教室の登録状況は一般登録が104人、活動コース登録が36人、放課後児童クラブは144人となっています。

あくまで登録数ですので、併用して利用されているお子さんもいらっしゃいます。場所につきましては小学校特別教室とグラウンド、体育館、公民館を利用して対応しています。

5点目、子ども教室、放課後児童クラブで改善の必要があるとしたら、その内容はについてです。

子ども教室の利用人数は1日平均45人前後、児童クラブは1日平均75人前後、夏休みは少し増えまして80人から90人となっています。近年共働きの家庭が増え、放課後児童クラブの利用が年々増加傾向にあります。子ども教室、放課後児童クラブの運営等について、協議をいただき、子ども教室運営委員会では特に利用が増えている放課後児童クラブの部屋が手狭となっていて、地域の公会堂等へ分散させたらどうだという意見も出されています。

一方では、放課後児童クラブ保護者代表の委員からは、学校から一般道を歩かず通所できる現在の栗ガ丘小学校の敷地内になってきますけれども、そういう安全な場所でありたいという意見もありました。また、一番の課題としてスタッフの拡充が急務であり、運営を今後外部委託にすることも含め、検討を進めるとともに、こども家庭庁が子供若者居場所づく

りにおいて、大切にしたい視点として、いたい、行きたい、やってみたいかどうかをキーワードに上げていますので、この点も大事にしながらよりよい運営を引き続き取り組んでまいりたいと思います。

6点目です。町内の子育て支援活動グループとの連携状況はどのようになっているかについてです。今年7月にA B教室で親子ゆうゆうサークルや不登校の子供さんを持つ保護者さんに集まっていただいて意見交換会を行いました。子供同様に親の集まれる場や子育てを経験した親の経験を共有できる場を求めているといった意見もありました。引き続き子育て活動グループの皆さんからも意見を伺いながら、子供たちにとっての居場所を用意するだけではなくて、ICT支援ができるか、あるいは訪問支援が必要なのか、支援の在り方を考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（小西和実君） ここで、竹内淳子議員の質問の途中ではありますが、昼食のため、暫時休憩します。

再開は午後1時の予定です。再開は放送をもってお知らせいたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議長（小西和実君） 再開します。

最初に諸般の報告事項について申し上げます。

建設水道課長、芋川享正君及び健康福祉課長、永井芳夫君から都合により退席する旨の届出がありましたので、報告いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

竹内淳子議員。

○6番（竹内淳子君） では、子供の居場所についての教育長の答弁について再質問させていただきます。

ご答弁を伺って、病気欠席以外で30日以上欠席しているお子さんが年々増えているという状況であるということは、教育委員会などのほうからもお聞きして知ってはおりましたが、特に中学校では多くのお子さんが学校以外の場所が必要であるということが分かりました。

中学校で適切な場所を選ぶというステーション等の仕組みが大切な取組になってくると思います。

また、A B 教室、中間教室を利用しているお子さんが小学生お一人ということで、小学生では4人のお子さんが利用できていない。また中学生が利用できていない状況だということも分かりました。

開所時間ですが、学校に行けないお子さんの多くは、午前中には動きにくいということをつリースクールなど運営されている方々からはよくお聞きしておりました。1日にするというを考えておられるということで、子供たちにとってはよりよい環境になると思いますが、場所は北斎ホールの集会室ということですが、場所の選定については子供に選んでもらった経過があるということはお聞きはしましたが、今、拝見しましても、本棚等設備は整ってはいるんですが、大変狭いということもあり、複数人が使うにはなかなか居心地がよくない状況かなという感じはいたします。

それで、先ほどのご答弁の中で、特に注意しているということの中で、いつでも行けることを考えておられるということでしたが、なかなか場所というところでは先ほど申し上げましたとおり、なかなか行きにくい状況があると思いますが、もっと子供たちが行きやすい場所を探しておられるということはあるのでしょうか。

また、現在従事されておられるスタッフの方は4名ほどいらっしゃるかと伺っております。それは交代制になりますでしょうか。常時何人いらっしゃいますでしょうか。

先ほどスタッフを複数人ということでしたが、常時いるスタッフさんの人数を増やすということを考えておられるのでしょうか。

また、子ども教室についてです。子ども教室の登録は104名ということで、こちらは運営上改善の必要等考えることがあるのかなと思います。子ども教室推進事業として、昨年度まではコーディネーターを雇用するという計画をされていましたが、今後はどういうふうにお考えなのかも伺います。

放課後児童クラブについてです。登録児童が年々増えている。共稼ぎのご家庭が多いということで、前々からも私も質問させていただいてはおりますが、スタッフの方々にどうしても余裕が生まれにくそうな感じで、危機管理がきつくなり、決まり事が多くて子供をどうしても規制してしまうという傾向があるように感じておられる方が多くおられます。子供たちの多くは友達と外で自由に遊ぶことを好み、その経験が心身の発達に必要であるということは発達支援の先生からもよくお聞きするところです。現在、行政と地域が協働で運営する外

遊びを中心にしたプレーパークという取組を始めている自治体が増えてはおるところであります。外部委託をすることも考えておられるということですが、また、学校外を離れて一般道路を渡るということはありませんが、プレーパークなどの構想は選択肢の一つで考えるということはいかがでしょうか。

あと、町内の子育てグループのことですが、子育て支援グループのゆうゆうサークルさん、保護者の会、なごみ会の方の不登校のお子さんをお持ちであった方と意見交換をされたということで、よかったなと思っております。私がゆうゆうサークルに参加したときに、障害をお持ちのお子さんの保護者さんが参加した不登校のお子さんをお持ちであった方に、今までの経験を聞かせていただける場をもっと欲しい。A B教室の意見交換会に参加するとおっしゃっておられました。やはりグループごとの交流の場があると、それぞれの子供たちの状況の把握やその場の向上に向けての協力が生まれ、また、その場に教育委員会がおられるということであると、情報の共有、収集ができると思います。今後、教育委員会が各グループをまた一堂に会していただくなどの交流の場を開催するお考えはおありでしょうか。

以上、お聞きいたします。

○議長（小西和実君） 山崎教育長。

○教育長（山崎 茂君） それでは、ただいま竹内議員の再質問6点にちょっと絞らせていただいて答えます。

まず1点目、いつでも行ける、もっと行きやすい他の場所の検討ということになるかと思うんですが、今は行政中心でA B教室というのを集会室のほうに設置しています。これはある意味非常に教育委員会の部屋が近いものですから、マンパワーを補える部分がありまして、常時、2点目の質問と重なりますが、常時は1名集会室にいるんですが、例えば1名来たときに、1名が図書館に行きたいというふうにその日、言った場合、その1名ついて行くと、もしさらにもう1名、2名子供さんが来たときには、そのお子さんいなくなってしまうんです。そのときに今は教育委員会の職員が今は手伝ってくれたりしていて、ちょっと様子を見ていてくれるというような、そんな臨機応変の対応が今できているんですけども、そこマンパワーというところがちょっとこれからの工夫になってくるんじゃないかと思うんですが、現在は、教育委員会の近くに集会室やA B教室があるために、そういう点では非常に教育委員会の職員の手助けが非常に効果的に今年は動いていてありがたいなというふうには思っています。

ただ、他の場所というのはやはり今度10月あたりに小布施学園コミュニティ・スクールの

委員の皆さんが声をかけてくださって、ちょっと集まろうと言って、私たちに何ができるのかということをお話をちょっと懇談しようという会がこれから開かれると思いますので、そんな点で他の機関で、じゃ、私たちこういうことをやる、この場所を設置するというようなご意見があれば、それは子供たちにとっては選択する場所が増えるということは非常にありがたいのではないかなと思いますので、そういう懇談会を経ながらの今後の進捗状況ということになると思います。

それから、3点目で、常時これからもし、今は半日なんですけれども、1日いるとなった場合に、現在は半日勤務、0.5でお願いをしていますので、そこの職員をどう増やしていくか、お願いをしていくかということがこれからの課題になると思っています。ですので、簡単に1日に来年度はしますということは簡単にはお約束はできないのですけれども、ただそれを視野に入れながら検討していくということになると思います。

それから、4点目は子ども教室、児童クラブについての運営についてということですが、現在は校長園長協議連絡会とか、それから教委の役席会とかというところで必ず総合的に教育委員会に関する話題は常時検討するようにはしていますので、そういう中で今後子ども教室、児童クラブをどう運営していくことがいいのかということも継続して話題にはしています。民営化という方向とか、委託をお願いしていくとか、それから今は考えているのは、学級編制みたいな形にして、例えば75名いるのであれば、25名、25名、25名というふうにして、それで3人体制ぐらいの職員が例えばA班であれば3人の体制にして、そうやってABCで例えば活動も40分ぐらいに区切って、今度はこの活動、今度はこの活動というふうにしてやっていくことで、5番の質問とも関係してきますが、担当の職員が25人のお子さんだったらしっかりと名前と顔が一致してきますので、そういう安全面なんかも確保できるんじゃないかということが今話題になっています。どの方向を選択していくかというのは、これからまた議論を重ねていくところになると思います。

それから6点目の町内の子育て、ゆうゆうサークル、グループごとの交流の場があると本当にいいねというご意見で、そういう広く皆さんのご意見を聞いていくということは非常に大切なことだと思います。議員ご指摘のとおり、ですので、やはりそういうような広くいろいろな方からお話を聞くという機会は今後も大切にしたいと考えています。

以上です。

○議長（小西和実君） 竹内淳子議員。

○6番（竹内淳子君） 教育委員会のほうでも、よりよい子供たちの居場所ということで様々

検討しておられるということで、ぜひともこれについては、やはり地域で、子ども教室、コミュニティ・スクールもそうですが、教育委員会、学校、地域というところでみんなで協働して居場所をつくっていくということは、その取組が進んでいくということは本当に大切なことだと思います。小布施町の子供たちは小布施町の地域でということ、それについては今後ともぜひと思っております。

居場所ですが、中間教室等については子ども教室、コミュニティ・スクールのほうでその検討をするという会をされるということですが、その中でいい案ができてきたら来年度ぐらからは考えられるかもしれないということで、伺ってもよろしいですか。

それと、先ほどのグループごとの交流の場というのを大切にというお答えでしたが、今年度中に開かれるというようなお考えはありますでしょうか。

2点伺います。

○議長（小西和実君） 山崎教育長。

○教育長（山崎 茂君） 2つ目の点は、今回はもう7月に開催をしましたので、ゆうゆうサークル等の意見交換会というのはちょっと計画は今ありません。

それから、最初の1点目のご質問ですが、例えば竹内議員からご提案あったプレーパークのこととか、それから今度多分10月頃に開かれると思いますが、小布施学園CSの役員の方が集まっている懇談会等で様々な意見が出てくるとは思いますが、教育委員会としてどう関われるかということはやはりすぐ全面的に関わるということをしつこく結論づけては言えないと思いますので、ただそういう願いがあり、実行可能だということであれば、来年度、それは形にはしていきたいというふうには思いますが、現段階ではそのような答弁になってしまいます。

○議長（小西和実君） 以上で、竹内淳子議員の質問を終結いたします。

---

◇ 小 淵 晃 君

○議長（小西和実君） 続いて、12番、小淵 晃議員。

〔12番 小淵 晃君登壇〕

○12番（小淵 晃君） 通告に基づきまして、県営松川住宅跡地の有効活用に向けて町として取組をしていただいておりますが、その取組の進捗状況について質問をいたします。

ご承知のとおり、松川県営住宅が建設されたのは昭和39年の東京オリンピックを経て、日本経済が高度成長のど真ん中の昭和44年に松川の堤防沿いに43戸が建設されました。当時は団塊の世代がちょうど結婚適齢期ということもあり、住宅不足に大きく貢献をしてくださいました。しかし、50年という歳月を経れば、県営住宅の建物は老朽化し、あわせて人口減少の時代を背景にし、新たな入居者が少なく、令和2年の春にはその役目を終え、在居されていた入居者には順次転出をしていただきました。その建物は解体撤去され、今年の春には整地がなされ、白い碎石が敷かれ、次のステージに移ってきました。

そこで、今年の6月会議において、その跡地の活用について何点かの提案と質問をいたしました。そのときから1年と3か月がたちましたので、この間の取組と経過についてお伺いいたします。

今年の6月会議において、1点目として、県営松川住宅跡地の活用についての長野県の考えはいかがですかとの質問に対し、益満企画課長の答弁は工事の竣工検査を終えたので、これから県の各部門の活用の照会をしていただき、県の各機関での活用の希望がない場合は、小布施町へ、小布施町でも希望のない場合はNPO法人などの公共団体に照会をしていきます。いずれもない場合は一般競争入札で売却をされますとの答弁でしたが、現在の進捗状況についてお伺いします。

2点目は、松川の川の瀬音と緑に囲まれた自然環境に恵まれた場所ですので、県の協力を得て、優良企業の招致をしていただきたいとの提案に対しては、優良企業の招致については、県にお願いしつつ、町でもあらゆる方法で企業の誘致に努力してまいりますとの答弁でありました。

そこで、企業の誘致につきまして件としての今までの間に取り組んでいただいたこと、また小布施町として取り組まれたことについての経過について説明をお願いいたします。

○議長（小西和実君） 益満企画財政課長。

〔企画財政課長 益満崇博君登壇〕

○企画財政課長（益満崇博君） それでは、ただいま小渕議員からご質問いただきましたご質問に対して答弁をさせていただきます。

3点ご質問いただきましたが、一括してお答えをさせていただければと思います。

今年の6月会議以降の進捗そして取組状況でございますが、県にも確認をさせていただきました。一部ご紹介させていただきますが、県では昨年度、県の全機関に対しまして跡地の利活用について照会を行いましたところ、県のほうでも利活用の意向はなかったということ

でございました。このため、県において県営住宅跡地の処分方法等を検討するために、本年6月県の建築住宅課、公営住宅室から町及び町内の公共的団体に利活用の意向確認の照会がございました。

この照会を受けまして、町では改めてファシリティーマネジメント推進会議の場で、各課等での利活用について確認をさせていただきました。昨年までのご答弁同様、現時点におきましても町として活用するという予定はございませんが、今後ファシリティーマネジメント推進会議で議論を進めていく上で、老朽化した町の公共施設の複合、あるいは集約化による移転候補地の可能性として検討もできることから、結論には至ってはございませんが、公共施設建物の候補地として県に対し回答させていただきました。また、町内の公共的団体からも利活用の意向について回答があったようでございます。

昨年のご答弁でも申し上げましたが、非常に広い土地でございますので、購入となると1億円とか、そういった億単位での費用といたしますか、そういった金もかかってくるのが予想されますが、先ほどご答弁申し上げましたとおり、町のファシリティーマネジメント推進会議の中でも、町のいろんな施設の集約化に向けた議論の中で、一つの候補地としても検討できるのではないかとということで議論の中で進めているところでございます。

あと、昨年的一般質問の中で小淵議員からご提案をいただきました、地域の皆様のお声をお聞きしたらどうかというようなご提案をいただきまして、昨年9月から開催をさせていただきました町政懇談会の場で、ご参加いただきました皆様からご意見を伺いました。特にご意見やご要望はございませんでした。

今後、県では意向調査の回答を踏まえまして、関係機関と情報共有を図っていきまして、処分方法等を検討していくとのことでした。

私のほうからは以上でございます。

○議長（小西和実君） 小淵 晃議員。

○12番（小淵 晃君） 何点かにわたって再質問させていただきます。

まず、当初一番理想としたのは、あの松川の緑の大きいあの場所に、優良企業が来ていただけることが一番ありがたいと思ったんですが、それがどうも駄目ようになったというふうに思うんですが、大変残念であります。

それで、今答弁の中にありましたファシリティーマネジメント会議というようなお話もございましたが、その構成についてちょっと教えていただきたいと思えます。

それから、町では公共の施設の建設の候補地ということで一応お願いというか、立候補さ

れたという形になると理解してよろしいのでしょうか。そうした場ですが、もしそれが実現された場合、当然あの土地は無償で町に譲渡されるというふうな理解でよろしいのか。そして建物を建てるというのが基本となれば、建物建つまでは土地の登記は進まないのか、その辺まだ先のことでありますが、例えば有料であるとなればまた考えも変わるし、無償となるというようなそんなことも含めて、ちょっと検討の余地を含めてお知らせいただければと思います。

その辺についてお願いします。

○議長（小西和実君） 益満企画財政課長。

○企画財政課長（益満崇博君） それでは今、再質問でご質問いただきました点についてお答えさせていただきます。

まず、ファシリティーマネジメント推進会議の構成メンバーということでございますが、副町長を筆頭に、各課長で構成されております。

あと、跡地について県のほうから無償で譲渡されるのかという点については、無償ということではなくて、町が購入する形になろうかと思っております。その点についてははっきり、これから先ほどのファシリティーマネジメント推進会議の中で議論していく上で、町の公共施設の候補地とするには、じゃ幾らで購入、費用がかかるのかとか、そういったことも検討の材料として必要でございますので、それも含めて聞いたところ、まだそこまでの県のほうの確認はしていないということでしたので、今後、先ほど申し上げましたように、県庁内で庶務方法等について改めて検討する中で情報を得まして、町としてもじゃそこを購入する場合の費用はどのぐらいかということは、県とまた話合いをしていく必要があるのかなというふうには思っております。

ただ、先ほど繰り返しになりますけれども、もう金額が非常に大きいとなると、建設等についても改めて考え直さなければいけないですし、ほかの候補地もあろうかと思っておりますので、町の公共施設の集約化を含めた検討については、慎重に検討していく必要があるというふう考えております。

再質問については以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（小西和実君） 小淵 晃議員。

○12番（小淵 晃君） 先話を申し上げても大変失礼だと思っておりますが、もしあの土地が1億円もするんだったら、何もあの場所まで行く価値があるのかとか、非常に問題も出てくるし、もし町も使わない、誰も使わないとなったら、あそこは雑草が生え、元の原野に戻り、

今度あそこはかえって有害鳥獣のすみかになってくる。これほど町にとっては迷惑な場所になってくる危険性があるわけです。

その辺、県がどのような単価で譲渡してくれるのか分かりませんが、その辺考えると、非常に有効活用で、例えば少し単価が県に安くしてもらっていても、どこかの業者に、民間に入ってもらうのが一番ある意味ではいいのかもしれないと思うんだし、町でまた将来やると言っても、その点もまだ描けていないわけでありますので、その辺の関係について今後、FM会議でどのような方向が検討されるかが大変関心は持たれるわけですが、その辺ぜひ十分ご検討いただきたいというのが1点と。

もし、あの場所がそのままにほったらかされた場合に、その維持管理、あるいは近所の迷惑等も考えるんで、その辺を含めて、ぜひ今後ともご検討を賜りたいと思いますが、その辺についてお願いします。

○議長（小西和実君） 益満企画財政課長。

○企画財政課長（益満崇博君） 小淵議員が懸念されていることは非常にごもっともでございますし、当然だと思っております。

あの立地場所が、町の公共施設としての場所としてどういった施設を造るかにもよって違うとは思いますが、町全体を含めて、また各施設の老朽化、長寿命化を進めていく上での議論の中で、一つの候補地として考えられるのではないかとということの中で、一旦ちょっと回答期限が決まっていたものですから、一旦その回答でさせていただいたという経緯がございますので、具体的には先ほど申し上げたファシリティーマネジメント推進会議の中で十分な議論を進めてまいりたいと思っております。

ただ、今借地料の問題がありますので、そこを中心に今、副町長中心に各課に交渉の状況などをヒアリングする中で、今後の検討をしていくという準備をしているところでございますので、議員からご指摘いただきました点については十分考慮して、今後検討してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○12番（小淵 晃君） どうもありがとうございました。

○議長（小西和実君） 以上で、小淵 晃議員の質問を終結いたします。

---

◇ 久保田 守 彦 君

○議長（小西和実君） 続いて、5番、久保田守彦議員。

〔5番 久保田守彦君登壇〕

○5番（久保田守彦君） 本日は、質問の時間いただきまして誠にありがとうございます。

また、初めての質問でございます。不慣れでございましたら、ご容赦のほう、よろしくお願い申し上げます。

さて、通告に基づき、副読本、「ふるさと小布施 栗と北斎と花の町」の授業の取入れに関する質問をさせていただきます。

当町には、「ふるさと小布施 栗と北斎と花の町」と題される小布施町教育委員会編集の小・中学生に向けての副読本が2007年より発行されております。小布施町の農業、産業、生活、歴史、文化、自然に総合的に触れており、役場、公民館の様子、我々町会議員の仕事からごみ、上下水道の扱い、安全な生活を守る交番、安全協会、消防団の活動まで、私たちの生活がいかに多くの仕組みと、そこで立ち働く方々によって支えられているのかを学習できるように、仕上がっております。

また、歴史、文化に関しても、縄文時代から中世、近世にかけて網羅し、文化の発展に寄与した方々の活躍にも触れ、小布施町が移り行く歴史の中でどのように成り立ってきたのか、子供たちがより多くの分野に興味を持てるよう構成されています。大変充実した内容に仕上がっていると拝察いたします。

しかしながら、この副読本は小学5年生の際に配布されるにとどまっております。中には一度もページが開かれることなく、親御さんの目にも触れず廃棄されている例も目にしております。当該副読本をもっと学習に生かし、大人になっても記憶に残る副読本とするべきだと考えます。

また、当該副読本でも若干触れられておりますが、当町はいにしえより松川、千曲川の氾濫により、度重なる水害に見舞われております。著名な文化人、氏族、豪族の歴史も大切ですが、その水害の中で現在よりも粗末な道具を用い、忍耐強く粘り強く復興に立ち上がってきた庶民である先人の方々の姿も子供たちに学んでほしい。きらびやかな歴史とともに、決して順風満帆な歴史とは言えない中、先人たちはこの町をつくり上げてきました。今がいかに恵まれた時代であるのか、何気なく暮らしている現在の町並みを改めて違った視点で捉えることのできる感性を養い、より郷土に誇りを持ってほしいと考えます。

以上から、お伺いいたします。

当町は小さな町であります。だからこそ子供たちが小布施町について深く学び、より小布

施町に誇りを持って実社会に進んでいただきたいと思います。当該副読本を通し、一人でも多くまちづくりに貢献したいと思える人材が育成され、当町がますます発展していくために、文中の小布施町の将来像の項に記されているとおり、当町の中高一貫教育の趣旨に沿って、当該副読本を小学3年生から中学3年生までの授業のカリキュラムに取り入れていただくお考えはございますか。

もう一つお聞きいたします。当町は度重なる水害の歴史とともにあり、その影響で村々が新たに編成され、現在の小布施町を形成しています。古文書等から抜粋した江戸期から明治期にかけての水害の一覧が存在しております。これを当該副読本に加えることにより、いかに多くの水害があったのかを実感することができると思います。より充実した内容に改訂するお考えはございますでしょうか。

ちなみに、当該副読本に小布施町の将来像「未来に誇れる私たちの町、小布施」の項には、「私達は昔の人達が積み上げてきた小布施町の魅力や強み、気風を受け継ぐとともに未来を生きる人達が、私達と同じように小布施町に対する愛着や誇りを持ちながら、一人ひとりが輝き幸せを感じながら暮らせるように、新たな時代のまちづくりに取り組んでいくことが大切です。」と記されております。

以上です。

○議長（小西和実君） 藤沢教育次長。

〔教育次長 藤沢憲一君登壇〕

○教育次長（藤沢憲一君） それでは、久保田守彦議員のご質問のほうにお答えをさせていただきます。

まず、1点目の副読本を小学3年生から中学3年生までの授業のカリキュラムに取り入れる考えはというご質問でございます。

小学校3年生から中学3年生の皆さんが総合的な学習の時間を幅広くより深く進めるために役立つ副読本を作りたい。そんな強い願いで副読本「ふるさと小布施」を作成いたしました。総合的な学習はまず、自分が生活している地域を知り、自分なりにテーマを持って進んで学習し、生きる力を育むことに役立つような学習ができることを一つの狙いとしています。小学校では3年生で配布をし、社会科、身近な地域や市区町村の様子で航空写真や土地の様子を当該副読本で確認をしております。また、4年生から6年生では総合的な学習の時間や社会科の授業で岩松院、北斎館、おぶせミュージアム、中島千波館、高井鴻山記念館など、見学前に小布施の偉人について当該副読本で確認をして学習をしております。

今後は、さらに活用できるよう、学校において対応してまいります。

また、中学校ではこれまではこの副読本を使用した経過はないとのことですが、今後必要に応じ、総合的な学習の時間で調べ学習等に活用できるか、学校としても検討してまいります。

私たちの郷土小布施は、古くから文化と伝統を大切にし、著名な文化人が生き生きしたという歴史を持っております。この副読本で小布施のことを楽しみながら学べる、どんな年代の方にも使っていただけるような有効な活用に努めてまいります。

2点目の水害の一覧を副読本に加え、より充実した内容に改訂する考えはというご質問でございます。現在の副読本における水害の取扱いにつきましては、議員ご指摘のとおり、第2章、町の歴史の中、松川の受水、千曲川の沿岸集落の移住と新田開発の各項目に記載がございます。我々は令和元年の台風19号災害も経験しましたが、過去の災害を知り、またそれを乗り越えてきた先人たちの努力を学ぶことはこれからの小布施町を担う子供たちの糧になることと思われまます。副読本の内容や掲載資料につきましては数年置きに見直し、都度改訂をしております。水害の一覧につきましても災害のみならず、受水対策についても併記するなど、次回の改訂の際には掲載について検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小西和実君） 久保田守彦議員。

○5番（久保田守彦君） 前向きなご答弁賜りまして誠にありがとうございます。

私が質問趣旨の中で申し上げました、一度もページが開かれることがなくという表現が過度であったら本当にこれはおわびを申し上げます。ただ、私がリサーチをいたしました中学生から小学生、5年生までの子供たちはそろってこの副読本を授業で使ったことがないとおっしゃっておりました。もらったことは覚えていると、見たこともあるけれども、使った覚えはないですねという答えが圧倒的に多かったということになります。そして、親御さんにもお聞きしたところ、親御さんもこの副読本のことをご存じの方は少数でございました。大変もったいないなというような気持ちで今回の質問に至ったわけでございます。

今、少子化の時代になってきております。特にこの小布施町、先ほどもお話出ましたけれども、100人の目標に対して今60人ということになっておりますが、子供は町の宝になっていると思っております。ぜひとも子供たちの頭と心に残るような、授業の内容としてしっかり活用して、中学生まで活用していただいて、ぜひともこの小布施町の将来のために尽力をしようと思う、考えていただける子供がますます増えるようにご尽力を賜ればと思っております。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小西和実君） 答弁はいいですか。

○5番（久保田守彦君） 答弁はいいです。ありがとうございました。

○議長（小西和実君） 以上で、久保田守彦委員の質問を終結いたします。

---

#### ◇ 小 林 一 広 君

○議長（小西和実君） 続いて、11番、小林一広議員。

〔11番 小林一広君登壇〕

○11番（小林一広君） それでは、通告に基づきまして順次質問をさせていただきます。

まず、小布施ふるさと応援基金をもっと農家へ還元をということで質問させていただきます。この6月会議において、重点対策加速化事業で町のゼロカーボン達成に向けて町有施設及び町内の一般住宅への太陽光発電蓄電システムに対し、補助事業が議会において可決されました。これは環境、防災、また自家消費の観点から非常に重要な事業と考えております。やっとならば積極的にやる体制になったことは私とすれば非常に喜ばしく思っております。

環境、防災に対して国の補助金政策を積極的に取りに行くことは非常に重要と考えております。しかし、これだけの事業を行うとなると自己資金も必要です。ここで使われた自己資金に当たる資金は小布施ふるさと応援基金からの繰入れです。今やふるさと納税制度は地方行政にとって重要な役目を果たしております。そのためにも大切にしたいものです。

こんなデータがありますので、しっかり頭に入れておいていただきたいと思います。農水省の衝撃的な見通しによりますと、農業を主な仕事とする基幹的農業従事者は食料・農業・農村基本法が制定された1999年に240万人、昨年2022年ではその半分の123万人に減っております。さらにここから20年後には4分の1の30万人に急減するという恐ろしい想定をしております。何とも信じられない数字であります。この数字がどこまで真実味があるかは別として、確実に農家の数が減ることは誠の現実になろうとしております。また、住友化学さんの把握している農薬業界全体での農薬の国内での売上げが、ピーク時で3,000億円あったものが、今や1,500億円とやはり半減しております。

このような数字を見ると、日本の食を守るためにも、農業者にしっかりした確かな応援、てこ入れが早急に確実に必要であると感じております。今は亡き、市村前町長の口癖は「小

布施町は農業立町です」でした。まず、私たちができる小布施町の食の文化を守るためにも農業を農家を行政として支えていく時代になったと感じております。そこで注目したのは、この環境事業にどれだけのふるさと応援基金を繰り入れたかであります。計算してみますと合計で4,434万4,000円を繰り入れしております。そこで農業従事者にもふるさと応援基金から補助金制度を創設して直接支援できないかと質問させていただきます。

改めて昨年度のふるさと納税の総額と基金残高についてお伺いいたします。

2、昨年度のふるさと納税で各部門の納税額は幾らだったのか。農業関係、また宿泊関係とふるさと納税が設定されております。その辺の部門ごとの内訳が分かればお聞きしたいと思っております。

3番目、このところ農家は遅霜、凍霜害の被害を受けており、不安定な農作物の収量に経営を苦しめられております。ゼロカーボン事業は自然環境を守るためにも重要であり、繰り入れもよいのですが、直接農業部門で納税された何割かを防霜ファンとか農業機械とか農業関係者に補助金として還元してはどうでしょうか。あくまでも農業部門で納税された額の一部をということで考えております。よりよい農業の近代経営につながるように支出することは、今後のふるさと納税の増額にもつながっていくと考えますので、ご答弁をお願いいたします。

○議長（小西和実君） 益満企画財政課長。

〔企画財政課長 益満崇博君登壇〕

○企画財政課長（益満崇博君） それでは、私のほうから小林議員からご質問いただきました最初の1点目と2点目のほうをお答えさせていただきますので、よろしくお伺いいたします。

まず、1点目のふるさと納税の総額と基金残高についてのご質問でございます。令和4年度のふるさと納税によりご寄附いただきました総額が8億3,116万1,000円でございます。前年度と比べ7,741万2,000円の増となっております。ふるさと納税については頂いた寄附金から返礼品やシステム使用料等の経費を差し引いた金額を小布施ふるさと応援基金に積み立てており、その基金残高については令和4年度決算におきましては7億8,884万8,524円となっております。さらに、本会議におきまして、令和3年度の出納整理期間及び令和4年度3月末日分までの寄附額から令和4年度の必要経費を差し引いた額として9,522万4,000円を積み立てる補正予算をお願いしているところでございます。この補正予算をお認めいただきますと、9月末現在の基金残高は8億8,407万2,524円となる見込みでございます。

続きまして、2点目のふるさと納税でご寄附いただきます寄附者様からご指定いただく各分野の寄附額の金額は幾らかということのご質問でございます。町ではご寄附をいただきま

すときに、8分野において設定させていただきまして、寄附者の皆様からご支援いただく事業に充てていただくということで、それぞれ寄附を頂いているところでございます。全分野について、金額と割合についてご報告させていただきます。

まず、福祉と健康を推進する事業が3,638万6,500円で、全体の4.4%でございます。次に、産み育てやすい子育て支援事業が1億8,946万3,500円で全体の22.8%でございました。さらに多様な学びの場の創出事業が1,755万7,000円でこちらは2.1%、次に小林議員からもご質問のありました農業分野です、果物のブランド化と産業を充実させる事業につきましては7,777万円で全体の9.4%でございます。Iターン、Uターンによる定住促進事業については875万4,000円で全体の1%、そして安心・安全なまちづくり事業については2,193万5,000円で全体の2.6%、脱炭素社会の実現に向けた事業については569万9,000円で0.7%でございました。その他、使い道は小布施町にお任せするということでは4億7,359万6,000円ということで、全体の57%となっております。

私から1点目、2点目については以上でございます。

○議長（小西和実君） 宮崎産業振興課長。

〔産業振興課長 宮崎貴司君登壇〕

○産業振興課長（宮崎貴司君） それでは、小林一広議員の1つ目のご質問の3つ目以降につきましては私のほうからお答えさせていただきます。

ご質問にありましたとおり、本年、一昨年と町内で遅霜によります被害が確認されておりました。本年は暖冬の影響で果樹の生育がかなり進んでおりましたところ、4月に入ってから断続的な低温と降霜による被害が町内全域にわたりまして、その被害額は令和3年を大きく上回り7,000万円にも上ると見込まれております。改めまして被害を受けられました農家の方々に心からお見舞いを申し上げます。

このような災害への備えとしましては、これまでも度々答弁の中で触れさせていただいておりますけれども、農家の皆さんに農業共済への加入をお勧めしますとともに、その掛金に対する補助を行わせていただいております。

これに加えまして、ふるさと応援寄附金を原資といたしまして、防霜ファンなどの導入に補助を行ってはどうかというご提案を頂戴いたしました。防霜ファンに対する補助に関しましては、既存の制度といたしましてJAなどを通じて長野県果実協会が補助を行う果樹経営支援対策事業というものがございます。また資金の借入れに対する利子補給ですとか、被害を受けた農作物の販売や圃場の管理に係る経費に対する補助など、凍霜害に対応した、これ

は国や県、J Aとの連動が必要になってまいりますけれども、そういった支援策もございます。このような支援策を現行の支援策を踏まえた上で、町独自の支援策として補助金などを新設、拡充するかどうかにつきましては、他市町村の事例も参考にさせていただきながら、農業施策の一つといたしまして研究してまいりたいと思います。

議員のご指摘にありましたとおり、指定された使い道の予算の財源として充当して施策の充実を図っていくということは、ふるさと応援寄附金の本来の姿であり、これまでも魅力ある地域づくりのために様々な事業に活用させていただいております。この前の答弁にもありましたが、昨年度は果物のブランド化と産業を充実させる事業に対して7,000万円余りの寄附を頂戴しております。必要経費などございますので、この額そのままというわけにはまいりませんが、頂いた寄附を農業をはじめとしました産業の振興に役立てていきたいというふうに考えております。

その使い道を考えましたときに、小布施町の農業にとりまして先ほどの凍霜害対策というのは大変大きな課題であることは間違いありませんけれども、ここに来ての水不足ですとか、高温によります農作物被害への対応でしたり、かねてから課題となっています遊休農地の抑制解消、あるいは農業後継者確保のための新規就農者、帰農者の支援、栗をはじめとしました農産物ブランドの保持、また老朽化が進んでおります土地改良施設の維持更新などなど、農業を取り巻く環境を考えますと、考慮しなければいけない課題はほかにも数多く存在しておるところです。

これらの中ではありますけれども、今後農業委員会、あるいはJ A、農業農村支援センターなどとも協議しながら、先ほどのご質問にありましたとおり、小布施の農業を守るという観点から、この寄附金を有効的に活用できるよう、農家の皆さんのご意見も踏まえて総合的に検討する中で、この積極的な活用を検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小西和実君） 小林一広議員。

○11番（小林一広君） おおむねふるさと応援基金を農業関係に使っていただけるといううれしい方向の回答だったというふうに解釈しております。

そこで、ちょっと私が質問の説明が悪かったのか、いろんな使い道の金額についてのデータは頂いたんですけども、これは単純に農産物をふるさと納税として扱った場合に農産物で得られた納税額は幾らなのかというその数字をちょっと知りたかったんですけども、で

も、開棟がおおむね私の意に沿った方向に行っているんで、細かい数字はまた後で聞かせていただきます。

この中に、やはりこの春、農協、JAさん通じて防霜ファンに対する補助金が施行されました。この答弁にもあるように、果樹経営支援対策事業、長野県果実協会が行う補助金制度、これともし新しく農業に対する補助金制度がふるさと納税に関してできるのであれば、こういうものと合わせることによって、より農業従事者に対する援助ができ、また、農業従事者の負担が少なく済むのではないかと思いますので、その辺の併用というのはできるんでしょうか。お伺いいたします。

○議長（小西和実君） 宮崎産業振興課長。

○産業振興課長（宮崎貴司君） 既存の制度との併用に関しましてですけれども、まず、細かな内容の検討をしておりますものですから、ちょっと今ここで具体的に申し上げることは難しいのですが、当然ながら、補助にするかどうかもまた別になりますけれども、制度を検討する中ではそういったものとの併用なのか、あるいはそこで漏れてしまうようなものの拾い上げですとか、そういったものを含めて総合的に検討してまいりたいと思います。

○議長（小西和実君） 小林一広議員。

○11番（小林一広君） 次の質問に入らせていただきます。

今年3月の予算におきまして、町長の公約である湯治場事業が修正されました。そこで今後の町長の対応ということでお聞きしたいと思います。

令和5年度の予算において、農商工連携小布施町現代の湯治場プロジェクト交付金に対し、小布施町議会では3月会議において、50万円プラス50万円、計100万円の修正案が提出され、可決されました。

この修正案では、町長の公約である現代の湯治場の字句までも削除されました。この修正に対し、町長は議会に対して詳しい説明も求めず、現在に至っております。これは桜井昌季さんが町長に立候補するときの町民に対する大事な公約であり、小布施町をよくするために町民に対して約束した内容でございます。このことについて、町長はこの修正案をどのように受け止め、今後、どのように公約に対して進めていくのか、お聞きしたいと思います。

いずれにしましても、この質問は町長を責める質問ではなく、あくまでも小布施町のトップとして、1万1,000有余の町民に対してしっかりと町政の運営を行っていただきたい気持ちからの質問でありますことをご理解していただき、ご答弁お願いいたします。

○議長（小西和実君） 桜井町長。

〔町長 桜井昌季君登壇〕

○町長（桜井昌季君） それでは、小林一広議員のご質問にお答えをいたします。

この令和5年の予算におきまして修正をされました案件、これは町内のキノコ園さんとの共同研究でありますアカエンドウ皮のキノコ培地の活用実験及び栗鬼皮のブナシメジ培地の活用比較実験に50万円、町内栗菓子生産業者、町内企業、町外企業との共同研究である栗鬼皮渋皮から抽出されたエキスによる土壌改良、樹木活性剤、鮮度保持剤としての活用実験として50万円、計100万円、これを計上いたしました。現代の湯治場構想との関連性が希薄との指摘があり、お認めいただくことができませんでした。農商工連携の事業の一環として町内の農業者、加工業者からのヒアリングの中から生まれた研究ではありましたが、現代の湯治場との直接的な関連性を問われますと、検討が不十分であったかと思われます。この事業に限らず、予算計上に当たっては各事業の目的、事業内容をしっかりと検討、精査し、町民や議会の皆様に納得をいただけるよう予算編成に努めてまいります。

さて、この現代の湯治場でございますが、ちょっと振り返りも含めまして、これまでとまた今後につきましてちょっとお話をさせていただこうと思っております。

小布施町は過去のまちづくりの先駆者の功績によりまして、年間100万人を超える観光客が訪れる観光地になりました。また、東京大学ですとか慶應義塾大学等、いろんな大学、研究機関との官学連携事業、また、先日も行われましたが、Hラボ、それから若者会議、バーチャル町民会議、また、小布施見にマラソン等の交流事業を通しまして関係人口づくりが進みまして、町外に多くの小布施サポーターをつくってきました。その結果の一つとして移住者も多く、ほかの市町村に比べまして人口の減少が抑えられているという状況でもあります。

しかしながら、将来についてやはり危機感も持っております。現在、様々な地方自治体はその地域の独自性ですとか、郷土性、風景、特産品を売り物にしまして、観光地として観光客の争奪戦を行っております。いろいろなこのマスメディア、それからSNSを通しまして、日本中の観光情報が流れまして、多くの方々がそれを見て動いております。観光地というのが決して永続的なものではないということを改めて感じております。また、小布施町が長年取り組んでおりました関係人口におきましても、新型コロナウイルスで数年間行動制限が行われまして、この築き上げてきたご縁も薄くなってきました。

小布施町は、非常にリピート率が高い町と言われております。農産物や加工品、飲食店の質のよさ、観光地ではどの面はありますが、非常に観光地らしからぬ生活感と自然にあふれた町並み、開放性の高い小布施の町民との触れ合いなど、また来たくなる町であり、落ち着いた

く、気持ちがいいという感想を多くの方が残していきます。小布施町は刺激ではなく、癒しを求めて来ていただく。心身ともに元気になってお帰りいただく。小布施町がこれからも活力のある町であり続けるためのキーワードは癒しであると思っております。そのイメージもありまして、町長の公約としまして現代の湯治場というふうにさせていただきました。ですので、この現代の湯治場というのは当初、スタートのときは観光戦略として外向きの面が強いものでございました。しかしながら、検討を重ねていきますうちに、やはりそれは小布施町を思う町民の皆様によって小布施町の魅力がつくられていると。また、小布施町の特産品を生かした商品づくり、生活環境を重視した町並み修景、観光とかに、例えば前面に出すよりも、観光に特化しない部分での営みが結果として100万人のお客さをお呼びしているという、結果としての観光になっているということに改めて気づかされております。

新型コロナウイルスによりまして、様々な事業が中止、延期となり、交流の場が極端に制限をされてきました。今年ようやくくりんこ祭りが開催されまして、また運動会もこの秋開催の予定であります。町民の皆様が集う機会や対話の機会を増やしていきまして、小布施町の町民の皆様が生き生きとそして安心して生活し、共にまちづくりを楽しむための事業をまずは進めていきたいというふうに考えております。

その一つの取組としまして、去る8月6日、慶應義塾大学の教授であります、また幸福額の第一人者であります前野隆司先生をお呼びしまして、第1回小布施しあわせ会議を行いました。小布施町に暮らす町民の皆さん一人一人の幸せを生み出すためのきっかけづくりの場としまして講演、パネルディスカッション、ワークショップを行いました。言われました幸せづくりの方法は、まちづくり委員会や参加された方々とも協働して今後のまちづくりに生かしていきたいというふうに思っております。

また、次に、農商工連携事業でございます。異業種同士が連携することでより付加価値の高い商品やサービスを生み出すことができると思います。行政と様々な業種、業態の民間事業者が協働してよりよいまちづくりを進めるための組織として、町全体活性化協議会を立ち上げました。共同研究を行い、また小布施丸なすなどの小布施町の特産品のブランド化の取組も行っております。10月に町内で行われます小布施フェアでは、小布施町の農産物を使った加工品、料理等を広く紹介をしていきます。加工業者や飲食店からは農業者、農産物の紹介の依頼が来ておりまして、連携が始まっております。

また、町民の皆様同士の連携も大切だと思っております。これはまだ私個人の一つの案出はございますが、例えばキーワードを食とした場合、現在の小布施町ならではの郷土食とい

うのを再度見直してみたいというふうに考えております。今は多くの加工品ですとか、半加工品がもうスーパー、コンビニにあふれておりまして、なかなか昔ながらの料理というものは食卓に上がることはなくなってきました。この小布施町で取れる特産の野菜ですとか、いろいろな生産物、これを使った料理を見直すことで食文化の継承にも役立てられるのではないかとこのように考えております。その際にはぜひ町内でこの郷土食の作り方、ご存じの皆様にご協力をいただきたいと考えております。

また、同じように、高齢者の皆様との連携、これも深めていきたいと考えております。皆様、やはり長い人生経験、いろんな社会経験からいろんな知識、スキルをお持ちであります。その力を小布施町のまちづくりに生かしていく仕組みづくりにも取り組んでまいります。

この交流機会が減ってしまいましたのは、先ほど申しましたけれども、町外の小布施サポーターの皆様も同じ状態であります。ホームページやSNSを充実させまして、小布施町の情報を積極的に発信していくとともに、官学連携を行ってきた各大学、若者の会議やバーチャル町民会議などご縁のできた皆様との交流機会を増やしてまいります。これらの事業を通して共通するキーワードはつながりであります。町民と町民、町の事業者と事業者、町民と町外の小布施サポーターなどいろんなつながりが小布施町をより活性化させていきます。

以前より、現代の湯治場という意味がなかなか分かりにくいというご指摘をいただいております。現代の湯治場の目指すもの、やはり来る人も住む人も安心して生きる、安らげる、癒しの里であるというこの目標自体は変わらず大事にしたいと思っておりますけれども、より分かりやすい目標としまして、つながりを感じられるまちづくりという形にして取り組んでいきたいというふうに今考えております。

以上でございます。

○議長（小西和実君） 小林一広議員。

○11番（小林一広君） いろいろと町長の思い、湯治場についてご説明していただいたと思いますが、やはりそれが湯治場なのかという疑問は、また誰もが思ったのではないかと感じてしまいます。

ここで一番言いたかったことは、やはり町長の公約である現代の湯治場という字句までも議会で削除してしまったということです。これは現代の湯治場に対して議会が疑問を呈したということでもあります。町長としてそれに対する怒りとか感じるものはなかったんですか。議会に対する疑問、改めて説明、話をするという行動になぜそのときしなかったのかということが、現代の湯治場をいかが考えているのかというふうにしか思えません。中には、これ

は失礼な言い方になっちゃうし、いけないかもしれないけれども、町民の方が言っている言葉なんで聞いてください。思いつきの公約だったんじゃないかという声も聞こえてきました。そうしたやはり今答弁にもありました。これを町長の公約として出したというふうに言っております。それだけ重要ならやはり議会が出した結論に対して、町長としてはそれなりの行動を取るべきだったんじゃないかというふうに感じております。

それと、改めて、100万円の修正の件にまたちょっと入っちゃいますけれども、湯治場事業ではないんじゃないかということと、あとやはり農商工連携の事業ではあるんですけども、行政がやる事業じゃないんじゃないかということもありました。企業が行うべき内容ではないかということもありまして、修正動議に至ったということを一応認識しておいていただきたいと思います。

それで、改めて確認します。最後の結びに、現代の湯治場の目指すものを大切にしつつというふうにあります。ここで言う現代の湯治場は先ほど、来る人にも住む人にもという意味合いでおっしゃっていただきましたけれども、町長の言う湯治場は本当の湯治場のことを言っているんですか。それとも、湯治場のようなという意味の湯治場を言っているんですか。その辺をご答弁いただきたいと思います。

○議長（小西和実君） 桜井町長。

○町長（桜井昌季君） 再質問ありがとうございます。

どこからご説明すればいいのかちょっと迷っておりますけれども、まずこの湯治場というのは、いわゆるどういう湯治場なのかという最後のご質問がございました。当然、今の一般的な湯治場という言葉からすると、それこそ自分の体の傷、もしくは病気を癒やすために温泉場に行って、2か月、3か月、長期逗留をして、そこでいわゆる心身を癒やすという意味での湯治場という意味になろうかと思えます。

実際に昔の湯治場の資料を見ますと、そこには結構劇団でありますとか、音楽団でありますとか、結構いろんな逗留されている方を楽しませるという仕掛けも結構あったという資料を実は見たことがあるんです。今、現代の湯治場の目指すものでありますけれども、もちろん温泉に入って云々という温泉ございますけれども、決してそういうものではなく、いわゆる湯治場、本来の湯治場が持っていました体と心を癒やすというキーワード、このキーワードに小布施町を結びつけたという経緯がございます。ですので、決して小布施町に来て温泉に入ろうですか、それこそ2週間、3週間いてねということではない。ただ、小布施町に来たお客様に聞くと、やはり落ち着くでありますとか、和むでありますとか、どっちかとい

うと観光地に来て何か刺激を受けてわあっと楽しんで帰ったというよりは、何かいい田舎町に来たというか、何かこうほっとして帰るといふ非常に感想が多かったものですから、そういったものをもう少し突き詰めたいなという意味も含めまして、現代の湯治場というふうに名づけたという経緯がございます。

500万円の修正動議が可決されたということにつきましての当時の思いでございますけれども、まずあのときに、当時、現代の湯治場プロジェクトという形で出しましたけれども、現代の湯治場そのものが否定されたとは私はちょっと思っていなかったんです。栗の皮、アカエンドウの皮のいわゆるキノコ等の現代の湯治場があって、それから農商工連携があって、栗の皮という形でちょっと非常に分かりづらかったなという、むしろそうやって現代の湯治場プロジェクトの中にそういったものをに入れてしまって、非常に分かりづらくさせてしまった。特に農商工連携と現代の湯治場というのを位置関係もあまり明確に出されていなかったという反省がありまして、非常にある意味申し訳なかったという、どちらかという怒りというよりは本当に湯治場自体を否定されたという気持ちには同時ならなかった。それが本当に本心でございます。

以上でございます。

○議長（小西和実君） 小林一広議員。

○11番（小林一広君） 往々にして、今まで私も議長、2年間やらせてもらいましたけれども、大事な場面で若干判断間違ったのかなという場面が多々ありました。そんな中で今回の町長の答弁の中に幾つか、今もおっしゃっていただきました、出ております。小布施町は落ち着く、気持ちがいい、癒しがある。小布施町を思う町民の皆さんによって、小布施町の魅力がつくられてきた。まさに先人の皆様がつくっていただいた小布施町でございます。そういう現状がもう既に本当の湯治場でなければ、もう既に湯治場のような雰囲気になっていると思います。そこにあえて湯治場という言葉を使うから、町民、職員、結構惑わされていると思います。今やるべき町長の思い、また未来に向けての行政の投資、それが一つ一つ積み重なることによって、町長の思う現代の湯治場に自然となっていくと思います。だから、あえて現代の湯治場というものをあまり表に出さないで、目の前にある未来につながる事業をしっかりと行っていただきたいと思いますけれども、その辺、いかがでしょうか。

○議長（小西和実君） 桜井町長。

○町長（桜井昌季君） ご意見ありがとうございます。

今、言われましたことはまさしくそのとおりでございます。小布施町はもともと癒やしの

力がある土地だと思っております。それをもうちょっと明確にしたいなという思いもありましたけれども、まさしく目の前のことも今の小布施町のよいところも伸ばしつつ、一步一步進んでまいります。どうもありがとうございます。

○議長（小西和実君） 以上で小林一広議員の質問を終結いたします。

---

◇ 福 島 浩 洋 君

○議長（小西和実君） 続いて、10番、福島浩洋議員。

〔10番 福島浩洋君登壇〕

○10番（福島浩洋君） 長時間、ご苦労さまです。

通告に従いまして、1問6項目の質問を行います。

我が小布施町の環境対策はということで、町内の家庭から排出される可燃ごみとして2018年、平成30年、実績報告では2,555トンであり、その処理費は年間7,000万円とのことです。そして町内の一般廃棄物の可燃ごみ内訳は、1再利用、再資源化が難しい燃やすしかないごみは約30%、生ごみや剪定枝など町内で資源利用ができると思われる廃棄物は約40%、紙類、本、段ボールやプラごみ類等町外で再資源可能なものが混入しているごみが14%、その他、瓶、缶混入ごみが16%、そして町のリサイクル率は17.3%で、全国平均20%よりもかなり低い状態とのことです。

令和4年9月に町が発表した環境政策、小布施町環境グランドデザインによる2030年、令和12年度の目標値は1ゼロカーボン温室効果ガス50%削減、2ゼロベース、ごみを出さない町30%削減、3リサイクル率50%以上とし、広域連合や地域内で資源活用の割合を90%以上の目標を掲げています。そして現在の推計による町の二酸化炭素、CO<sub>2</sub>は温室効果ガス排出量は年間7万1,228トンで、内訳は自動車運搬移動に関するものが32%、電力の使用に関するものが31%、ガス、灯油ほかの化石燃料に約24%、ごみ焼却等13%と発表されております。2030年、令和12年、目標値50%削減に向かって進める町の方策について伺います。

1、2023年、令和5年度の削減目標値はどの程度であるか。2、2024年度以降2023年度までの年間ごとの今後の目標値設定について、町としてどう考えているのか、方針や考え方は。今後、県や広域連合、各近隣市町村と相互に調整しながら進めていくべきと考えますが、町の見解はどうでしょうか。4、目標達成に向けた具体的な数値目標値などの町民への現在の

周知状況はどうか。また、今後の周知予定は。5、いよいよ本格的始動するバイオ炭化設備の状況と進捗状況、今後の展望はどうでしょうか。6、ゼロ・ウェイスト、令和4年度10月に開始の生ごみ堆肥化の現在の進捗状況と今後の見通しについてお伺いいたします。

○議長（小西和実君） 大宮総務課長。

〔総務課長 大宮 透君登壇〕

○総務課長（大宮 透君） それでは、福島議員からご質問いただきました6点につきまして、いろいろな課にまたがった分野ではありますが、私のほうから一括してお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、町では令和4年5月に町の環境施策に係る計画、小布施町環境グラウンドデザインを策定をし、令和12年度、2030年度における温室効果ガスの削減目標を設定し、取組の分野であったり方向性を整理したところでございます。排出量の削減目標としては、2013年にCO<sub>2</sub>換算で町内から排出されている温室効果ガスが7万4,552トンというふうに推計をされておりまして、先ほど議員の答弁のご質問の中にもありました2018年、おおむね現在に近い数字として7万1,228トンと推計をしております。2030年にはこの2013年度比7万4,552トンの半分である約3,700トンまで削減することを目標値としております。

単純計算をしますと、この達成のためには非常に高い目標が必要になりまして、2013年度の排出量から毎年6%から7%の削減を継続的に実現していくことが求められております。この目標の達成には、町の温室効果ガス排出量のうち、主要な排出源である電力使用の削減であったり、移動分野における排出削減、また灯油やガス等の熱利用の脱炭素化などを一体的に進めていくことが必要になりますが、取組内容が非常に多岐にわたるため、本答弁では、現在重点分野として取り組んでおります電力使用の削減に係る目標値等について、お答えをさせていただきます。

町では、2030年の温室効果ガス排出量の削減目標である50%削減を目指す上で、町全体で電力使用由来の排出量を、2013年度比で約8割削減することが必要であるというふうに、試算をしております。

この目標を達成するためには、住宅及び事業所における太陽光発電の設置に加え、省エネ施策の推進や町外で発電した再エネの調達なども含めた総合的な取組の推進が必要となります。

町ではまず、町有施設及び一般住宅向けの太陽光発電システムの設置、これは蓄電池も含む設置の推進を重点施策として取り組んでいく予定です。このうち住宅の屋根上太陽光発電

に絞って整理をしますと、目標達成に向けては町内にある住宅のうち約1,900軒の住宅に太陽光発電システムを設置する必要があるというふうに推計をしております。

過去の答弁でもお答えしましたが、現状では町内の約600軒の住宅に屋根上太陽光発電が設置されておりまして、2030年までに残り約1,300軒の住宅に太陽光発電設備を設置していくことを目指していく。これが求められております。

よって、単純計算としての年度ごとの設置目標値は、2030年まで年間200軒程度を毎年継続して設置していくということになっております。現時点で、町では国の交付金を活用した設置に係る補助等の軒数として5年間で約420軒を想定しております。令和5年度には約60軒、令和6年度から令和9年度までの4年間では、毎年約100軒の設置に係る予算措置というふうに見積もっておりますが、その補助制度の運用を行っていく予定であります。現状において、この令和12年度までの設置目標である1,300軒、つまり年間200軒程度設置していかなければいけないという部分と、この交付金事業の補助対象件数の目安である420軒との差分、この差をどのように埋めていくのか、具体的なロードマップであったりとか、予算の裏づけ等を明確化できている状態ではございませんが、既存住宅については長野県においても設置に係る補助制度が運用されておりまして、県の制度も積極的にPRをさせていただくとともに、県の制度だけでは対応できない分野につきましては、独自の事業というものを今後構築していくなど、様々な可能性を検討していきたいというふうに考えております。

近隣市町村との総合調整については、現在も国の補助制度の情報共有などを積極的にほか市町村と行ってきておりまして、この地域全体で脱炭素に向けた取組を進めていけるように、適宜情報交換の場をつくっていききたいというふうに考えております。

また、隣接する高山村さんとは、木質バイオマスの領域などで共同できる可能性を模索し、定期的に議論の場をつくっているような状況でございます。

先ほどの電力部門における削減目標を達成するためには、町外からの再エネ調達、これも必要になってくるというふうに想定をしております。発電余剰のある地域との連携も積極的に図ってまいりたいというふうに考えております。

続きまして、町民の皆様への周知については、今年度環境グランドデザインの内容や目標値を分かりやすくまとめ、現在取り組んでいる補助制度の概要等も記載したパンフレットの作成と全戸配布を予定して、当初予算のほうでお認めをいただいております。本来であればもう少し早く進められていればというふうに考えておりますが、ちょっと体制等の問題もあり、優先順位の中で現在ちょうど作成を進めているような段階にありまして、何とか今年中

をめどに全戸へ配布をしていきたいというふうに考えております。

なお、パンフレットの作成に先駆けて、町の環境グランドデザインの概要や具体的な事業概要を掲載した専用のウェブサイトのほうは公開をさせていただいております。しかしながら、現状ではPRがまだ十分にできていない状況になっておりますので、今後町の広報媒体等も活用しながら、こういったところで取組内容だけではなくて、住民の皆さんがこういうことから始められるというような、そういったことについても触れておりますので、周知のほう図っていききたいというふうに考えております。

続きまして、バイオ炭化設備、またゼロ・ウェイスト、生ごみの堆肥化等の進捗状況と今後の見通しについてということでお答えをいたします。

昨年、町の一般財源に加えまして、長野県の元気づくり支援金を活用し、フラワーセンター内の一角を実証事業の場としてバイオ炭化設備を設置をさせていただきました。このバイオ炭化事業は、町内で排出される有機資源の有効活用や炭素ごとによる温室効果ガス排出量の削減を目指して取り組んでいるもので、現在は農地で焼却されているほとんどのものに関しては、農地焼却されている剪定枝を回収しその一部を活用するものとして取り組んでおります。

まずは、剪定枝の回収スキームを検討実証するために、今年1月、2月に町内広報で呼びかけまして、農家の皆さんに剪定枝の持込みをお願いしたところ、軽トラックで約93台分、重量推計で約6トンの剪定枝を回収することができました。実証事業の段階ということで、2日間の回収実施という非常に限られた日程ではあったんですけども、これだけのものを回収できたという状況があり、農家の皆さんがこういったものに課題を感じておられるというような実態も明らかになったというふうに考えております。

このうちチップ燃料として活用できるものについては、十分に乾燥した上で、今年度より実証導入を予定しておりますフラワーセンターのバイオマスボイラーの燃料剤として、一部活用する予定としております。バイオ炭化する剪定枝は今申し上げたバイオマスボイラーのチップ燃料としては活用できない細い枝などを利用することとしておりまして、今年度当初より定期的に炭化実験を行いながら、良質なバイオ炭を生産できるよう試行錯誤をしているような段階となっております。また、4月、5月には、町主催のイベントなどを活用しまして、これまでに生産した炭の一部を販売し、購入者からの意見を伺う機会をつくるなど、生産ノウハウの蓄積と活用先の検討を同時並行で進めてきております。

なお、今年4月からは、このバイオ炭化事業の推進を図るために、木質資源活用推進員と

して地域起こし協力隊を1名任用し、さらなる推進を図っております。まだ始まったばかりの取組ですが、現在バーベキュー炭としての活用に加え、複数の農家の方から土壌改良炭としての利用に係る問合せをいただいております、個別の農家の皆さんと意見交換をさせていただいている状況がございます。こういったニーズに対して実験的に活用していただきながら、まずは安定的な生産及び活用スキームが組めるよう、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

堆肥化につきましても、バイオ炭化事業を実証しているフラワーセンター敷地内で現在実証を行っております。昨年度から現在に至るまで、町内の4つの飲食店に協力をいただきながら、毎週回収した生ごみを原料にして、良質な堆肥を生産できるよう、担当の地域おこし協力隊員が中心となり取り組んでいるところです。完熟堆肥を作るまでには集め始めたところから数か月の工程が必要となりますが、既に完熟堆肥として完成しているものも一定数出てきておまして、現在その利用方法や販売方法等について、農家の方と相談しながら検討しております。これらバイオ炭化や堆肥化等の事業につきましては実証的に取組をスタートしてきており、取組を進める中では正直なところ、当初想定してしなかった課題も出てきているような状況もございます。しかしながら、関係者で協力して、着実に一つ一つ課題をクリアしながら取組を進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

私のほうから以上になります。

○議長（小西和実君） 福島浩洋委員。

○10番（福島浩洋君） 今の質問の中で総合しますと、ちょっと前から遡ってしまうんですけども、フラワーセンターのバイオマスボイラーの設置については以前発表されているところからの進捗状況はどうかというところをお聞きします。というのは、チップが間に合わなくて、山ノ内町、それから各市町村の業者が潰れてしまったというところがありまして、断念してしまったというふうに聞いておりますが、我が町はどうか。

それから、2番目として、現在設置されているバイオ炭化設備は今動いていない状況で、目標値に達成することができない気がするんですが、あれも周りの人から比べると木が積み上がって、まきに利用する木が積み上がって非常に迷惑だという方もいらっしゃるんですけども、その後どうなっているのか、お聞きします。取りあえずこの3つのお答え伺いたいと思います。

○議長（小西和実君） 大宮総務課長。

○総務課長（大宮 透君） 今、福島議員からご質問いただいた2点でよろしいですか。

○10番（福島浩洋君） そうです。

○総務課長（大宮 透君） 2点の質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、1点目につきまして、フラワーセンターのバイオマスボイラーの進捗状況はどうかというようなご質問についてお答えをさせていただきます。

現在、フラワーセンターのバイオマスボイラーにつきましては、既に施工の段階に入っております。花苗を作る施設の10月、11月以降の熱供給に向けて最終的な施工の段階に入っているというような状況がございます。ですので、これについては予定どおり、今年年度当初にお認めいただいた予算を活用させていただいて、実際にこのバイオマスボイラー熱供給に向けて事業を進めているという状況であるというふうにご理解をいただけたらと思います。

すみません、3点でした。その中で、2点目が恐らくチップの供給体制ということだったかなというふうに思いますが、ご指摘いただいておりますとおり、バイオマスボイラーの設置、普及、さらに広げていくというようなことを考えますと、最終的には今例えば重油とか、そういったほかの燃料と同様にしっかりと安定的に供給できる体制、燃料体制をどう構築できるのかということが一番重要な課題になっているというふうに認識をしております。このチップの供給体制をどう組んでいくのかということは今四苦八苦しながらいろんな関係機関と議論をして取組を進めているという状況になります。

フラワーセンターにつきましては、年間でいうと大体50トンから60トンのチップ、全ての燃料剤を熱供給をこのチップに代替していくためには、50トンから60トンというものが必要になるというふうに考えておまして、先ほど申し上げたとおり、剪定枝の改修というのはやはりそのうちの一部にしかならない部分があります。ただ、しっかりと有効活用していくという意味では非常に重要な資源であるというふうに考えておまして、今回、その50トン、60トンのうちチップとして剪定枝の中から活用できるものは、一部活用させていただくというふうな状況になると考えております。

そのほか、ほとんどのチップにつきましては、どのような供給体制を考えているかというふうに申し上げますと、今長沼というか赤沼、あちらのほうにあります木材のいろんな卸をやっているような供給センターがありますが、木材をいろいろと取り扱っているような供給センターのほうがありまして、そういったところと今連携しながら議論をさせていただいておりますが、50トン、60トン程度の量であれば、この近隣、小布施町の町有林等も含めてになりますけれども、この近隣から集められる木材の中でC材、D材と呼ばれているチッ

プ用燃料を融通していくということは十分可能であろうというふうに考えていますが、これが例えばほかの温泉施設であったり、600トン、700トン、1,000トンというふうに必要になってくるような状況については、もっと抜本的なチップの供給体制の確立が必要になってくるということで、これをどういうふうに進めていくのかということが今、目下大きな課題になっている、普及に向けては課題になっている状況でございます。

3点目のバイオ炭化設備につきましては、5月、6月の途中でちょっとバイオ炭化設備の故障というか、うまく稼働しないというような状況がございまして、一度生産基のほうに修繕のところを依頼をして今この修理修繕が終わった状態の中でこれから戻ってきて、さらに稼働していくというような段取りになっております。特に夏場は非常に暑いということで、なかなかそもそも稼働できない時期に合わせて、修理を行わせていただいたというような状況ではあったんですけども、やはり実施をしていく中で、そういった当初予定していなかった修繕等も含めて、実際に効率的に稼働していくための課題等が出てきております。

その一つとして、まだ積み上がっているようなまきがあつて、非常に邪魔だというようなことは、ご指摘として、役場の内部の中でも既存施設を活用しているわけですので、こういったものが課題としては上がっている状況ですが、そういったことについても議論をしながら進めてきているところになります。抜本的にはいわゆる土場と言われるような、まきを専用で置く場所を用意するとか、いろんなことも必要になってくるというふうに考えていますが、現状ではなるべく新たな投資をしない中で、既存の施設を有効活用して取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（小西和実君） 福島浩洋議員。

○10番（福島浩洋君） 先ほどの課長からの答弁をお聞きしますと、再度お聞きしますが、我が町のゼロカーボン、温室効果ガス2030年の50%削減というのは、この話を聞いていると本当に達成できるのかどうか非常に心配なんですけど、その辺のところはどうでしょうか、見解を。かなり厳しく町民の皆さんに周知達成をお願いしないといけないと思うんですけど、そこまでのものはどう考えているのか、2030年というところの目標はどうでしょうか。

○議長（小西和実君） 大宮総務課長。

○総務課長（大宮 透君） 非常に厳しい愛のあるご質問をいただきまして、ありがとうございます。

担当部局としては、この目標を掲げた以上はこれを達成できるように、町としてもできる

限りのことに力を尽くしたいと思ひますし、住民の皆さんへの週知とご協力のお願ひを図っていきたいというふうを考えております。非常に厳しい目標だと思ひておりますし、なかなか本当にゼロベースから始めてきているような取組でもありますので、予算の裏づけ等も含めて着実に一步一步進んでいるとは思ひますが、まだまだ厳しい段階にあるというふうに思ひております。

また、急激に進めることによって、太陽光発電の件もそうなんですけれども、これまで町が大切にしてきたものとの兼合いというものをどういうふうに調整するのかということも、やはり議論の時間も非常に必要になりますし、すぐにどんどん進めていけるというようなものでもないというふうに思ひております。とはいえ、目標値の具体的な目標設定をしておりますので、これに向けてしっかりと努力をしていきたくと思ひておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○10番（福島浩洋君） 質問を終わります。

○議長（小西和実君） 以上で、福島浩洋議員の質問を終結いたします。

---

### ◎延会の議決

○議長（小西和実君） お諮りいたします。会議規則第25条第2項の規定により、本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

明日は、午前10時に再開して、本日の継続、行政事務一般に関する質問を日程といたします。

書面通知は省略いたします。

---

### ◎延会の宣告

○議長（小西和実君） 本日はこれにて延会といたします。  
ご苦労さまでした。

延会 午後 2時49分